

令和 8 年第 2 回定例会

当 別 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 12 日 開会

令和 8 年 6 月 19 日 閉会

当 別 町 議 会

令和8年第2回当別町議会定例会 第1日

令和8年6月12日（金曜日） 午後 1時00分開会

議 事 日 程 （第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告 情報公開制度の実施状況について

第 5 請願・陳情審査付託の件

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（12名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	5 番	佐々木 常 子 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	15 番	高 谷 茂 君

欠席議員（2名）

4 番	櫻 井 紀 栄 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
-----	-----------	------	-----------

欠 員（1名）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	乗 木 裕 君
総 務 部 長	森 淳 一 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	山 田 雅 俊 君
企画部参与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	岸 本 昌 博 君
福祉部参与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経済部参与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	長谷川 明 君
農業委員会事務局長	北 村 浩 二 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君

係	長	中	鉢	将	太	君
主	事	伊	藤	萌	絵	君

◎開会の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、令和8年第2回当別町議会定例会を開会します。



◎町長挨拶

○議長（高谷 茂君） 会議に先立ち、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 本日から6月定例会が始まりますけれども、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

まず最初に、今ほど15年の表彰を受けられました古谷、山田両議員におかれましては、これまでの功績が認められまして表彰をお受けになられました。それぞれ議会の中でも役割をしっかりと果たしていただいておりますけれども、これからも健康で、行政に対してまたいろんなご示唆を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。本当におめでとうございます。

それでは、ご挨拶を申し上げますけれども、まず昨今の国際情勢について触れたいと思いますが、中東地域を中心に依然として予断を許さない状況が続いておりますが、政府の迅速な対応によりまして我が国の経済にとりましては、諸外国と比較をしましてガソリン価格の抑制など一定の安定を維持しているというふうに理解をさせていただいております。こうした中、本町におきましては1月からの水道料金助成を継続する中で、新たに物価高騰対策としてとうべつEZOCAによる1人当たり8,000ポイントの付与を実施し、住民生活の支援に努めております。

農業につきましては、本年は雪解けが早く、田植も順調に推移をしております、今後の生育と秋の豊作に期待をするところでもあります。

また、4月からはふるさと応援大使制度を導入をし、とべのすけをはじめ、高橋尚子さん、そしてL i L i C oさん、R i h w aさん、高木慶太さんの5名にそれぞれ委嘱をいたしました。既にSNSを通じまして本町の魅力発信が進められていることをお伝えをしたいと思いますというふうに思います。

また、観光分野におきましては、道の駅を中心に多くの来訪者の方々を迎えておりまして、昨年は135万人とも報道されております。また、本町の年間観光客数も大きく伸びているというふうに伺ってしまして、先日の報道でも212万人という報道がございました。そういった中、イケアポップアップストアの開催などによりましてさらなるにぎわいの創出が図られているという状況でもございます。今後は、交流人口を拡大する中から町の魅力を知っていただきつつ関係人口化し、新たな事業導入により活躍人口へと転換する施策

を図り、町の課題解決に結びつけたいというふうに考えております。

さらに、今月21日に開催されます夏至祭には駐日スウェーデン大使の来町が予定されているほか、歴史兄弟都市であります伊達市の堀井市長、そして姉妹都市である大崎市の出展交流も予定されておりまして、国際交流、都市間交流の一層の深化が期待される場所となっております。

加えて、2年後に迫った北海道医療大学の移転を見据え、本年10月開催予定のトウベツミライフスに向けたキックオフイベントが実施され、現在参加団体の募集が始まっておりまして、今後の取組の進展に大いに期待をしたいというふうに思っております。当然のことでもありますけれども、大学の跡地利活用につきましても現在大学側との継続協議によりまして具体的案件について加速していこうという合意の下、私といたしましては1年後をめどに結論をまとめたというふうに思料いたしております。

また、懸案でありました庁舎建設につきましては、議会と十分に連携を図りながら町民の皆さんのご意見にも耳を傾け、具体的な取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

本定例会におきましても提案いたします諸議案につきまして慎重かつ十分なご審議を賜り、住民の負託に応えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます、早速であります、このたびの定例会に提出いたします議案の概要につきまして説明を申し上げたいと思います。

初めに、報告第1号 令和7年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります、令和7年度当別町一般会計補正予算第8号第2条及び第9号第2条において議決等をいただきました事業を繰越計算書のとおり令和8年度会計に繰り越すことについて、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてであります、令和7年度当別町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法の規定により令和8年3月31日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、ご承認をいたこうとするものであります。なお、本補正予算は、歳入歳出ともに5億9,326万4,000円を増額し、その総額を154億6,591万1,000円といたしました。

次に、報告第3号、当別町税条例の一部を改正する条例制定について及び報告第4号、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分に関する報告であります、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い条例の一部を改正する条例制定について専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をいたこうとするものであります。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてであります、令和8年3月29日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を53万7,914円と定め、和解することについて地方自治法の規定により令和8年5月18日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいたこうとするものであります。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和7年10月31日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を1万5,277円と定め、和解することについて地方自治法の規定により令和8年5月21日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

次に、議案第1号 監査委員の選任についてであります。監査委員、岸本護氏は令和8年8月9日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員、大坪慶輝氏は令和8年6月30日をもって辞任することから、新たに宮本敏治氏を選任にするため議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第3号から議案第18号までの農業委員会委員の任命についてであります。農業委員会委員は令和8年7月19日をもって任期満了となることから、同委員に湯浅浩道氏、佐々木章史氏、大坪慶輝氏、目黒一雄氏、佐々木彦治氏、青山眞士氏、藤田靖氏、藤崎正之氏、狩野菊恵氏、高橋毅典氏、古熊健一氏、泉和浩氏、神林和行氏、秋吉稔之氏、佐々木靖氏、石田秀人氏の16名を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第19号 令和8年度当別町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに1億4,521万9,000円を増額し、その総額を143億82万4,000円としようとするものであります。

次に、議案第20号 令和8年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに243万7,000円を増額し、その総額を18億550万円としようとするものであります。

次に、議案第21号 当別町史編さん委員会条例を廃止する条例制定についてであります。町史の編さん業務が終了したことから、当該委員会を廃止するため条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第22号 財産の取得についてであります。現行の基幹行政システム機器は令和2年度から使用しており、これらを更新するため北海道市町村備荒資金組合からサーバー機器、クライアント端末等の新たな情報機器の譲渡を受けようとするものであります。取得金額については、7,997万円に令和8年度から令和12年度までの利子分の346万4,288円を加算した額であり、これらの財産を取得するため議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第23号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正等に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい

てありますが、関連する内閣府令の一部改正に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。関連する厚生労働省令の一部改正に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号 当別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。関連する内閣府令の一部改正に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号 治水橋橋梁長寿命化修繕工事請負契約についてであります。本件は令和8年5月25日に2者による一般競争入札に付したところ、新昌建設株式会社が2億559万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第28号 末広団地解体工事請負契約についてであります。本件は令和8年5月25日に5者による指名競争入札に付したところ、ハヤカワ建設株式会社が8,250万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第29号 財産の取得についてであります。雪堆積場用地として、所在、石狩郡当別町字茂平沢3382番の24のほか21筆、面積11万8,113平方メートルの土地について取得金額1,875万3,200円で土地所有者と契約を締結するため、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、報告6件、議案29件につきましてご審議願いたく提案いたしますので、よろしくお取り扱いをお願い申し上げます。なお、本日の会議においては1件の行政報告をさせていただきますので、併せてよろしくお取り扱いをお願い申し上げます。

以上です。

◇

◎開議の宣告

○議長（高谷 茂君） ただいまから本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和8年6月12日から6月19日までの8日間としましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、6月12日から6月19日までの8日間とすることに決定しました。

◇

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。なお、資料はさきに送信済みの共有データを御覧いただきます。

次に、議長の出張報告をします。3月24日から26日の間上京し、北海道選出国會議員要請活動を行いました。5月21日から島根県松江市で開催されました令和8年度防衛省全国情報施設協議会役員会に出席しました。5月26日に東京都で開催されました令和8年度町村議会議長・副議長研修会に出席しました。なお、復命書につきましては議会事務局に保管しております。

以上で報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（後藤正洋君） それでは、行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報保護に関する法律施行条例第8条の規定に基づき、令和7年度分の報告をいたします。当別町情報公開条例に基づく町の実施機関への情報開示請求は11件あり、その内訳は町長部局7件、教育委員会3件、農業委員会1件でありました。これら11件の請求に対する実施機関の決定内容については、全部開示が1件、一部開示が9件、不存在が1件でありました。また、個人情報保護に関する法律施行条例に基づく町の実施機関への個人情報の開示請求は、町長部局に1件あり、この1件の請求に対する実施機関の決定内容については一部開示でありました。

以上、開示の方法等について請求者から不服申立てがなかったことも併せ、令和7年度の情報公開制度の実施状況に関する報告といたします。

○議長（高谷 茂君） これで行政報告を終わります。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第5、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表を配付しています。

文書番号、請願1番、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の採択を求める請願について紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 当別町議会議長、高谷茂様。

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の採択を求める請願を行います。

請願団体名、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、斉藤誠、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、当別町農民同盟委員長、岸本辰彦、紹介議員は私、芳形です。

請願事項、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書を採択してください。

請願趣旨、自民党と日本維新の会の協議を受けて、政府は2025年12月、O T C類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求めることを決めました。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなどの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。がんや難病

患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしていますが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増となります。

政府は「（受診せず）市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきです。また、「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、1人当たりの「軽減額」は月63円にすぎず、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など、全ての世代に負担増を押しつけるものです。

2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「O T C医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引上げは織り込み済みとなっています。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題です。

以上の趣旨から、当別町議会においては、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。

また、この請願に係る健康保険法改定案が既に衆参で可決、成立となっていますが、改めて議員各位の活発な討議と慎重な審議をお願いいたしまして、請願説明を終わらせていただきます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託します。

次に、文書番号、陳情1番、「2027年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情については、会議規則第95条の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託します。

◎休会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、議案審査のために明日13日から16日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 本日はこれにて散会します。

6月17日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時29分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 8 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第2回当別町議会定例会 第2日

令和8年6月17日（水曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（13名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	5 番	佐々木 常 子 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
15 番	高 谷 茂 君		

欠席議員（1名）

4 番 櫻 井 紀 栄 君

欠 員（1名）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	乗 木 裕 君
総 務 部 長	森 淳 一 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	山 田 雅 俊 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	岸 本 昌 博 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	長谷川 明 君
農業委員会事務局長	北 村 浩 二 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 熊 谷 康 弘 君

次	長	玉	木	聡	美	君
係	長	中	鉢	将	太	君
主	事	伊	藤	萌	絵	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告1番、佐々木君の質問であります。

なお、佐々木君より質問するに当たり、資料を配付したい旨議長に申出がありました。これを許可しております。

佐々木君。

○5番（佐々木常子君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして3項目質問させていただきます。

初めに、おむつリサイクルについてです。本年1月に石狩のおむつリサイクルセンターの視察に行っていました。特殊な機械を使って半分はパルプ、半分はプラスチックに分け、リサイクルしていきます。説明では、石狩市と札幌市から搬入されています。当別町は介護施設もたくさんありますし、大きなごみの減量化、ごみの再資源化になっていくと思います。ぜひご検討をお願いいたします。お考えをお伺いいたします。

次に、町営住宅の件ですが、年を重ねてきて階段が負担になってくる方々が多いようです。平屋の町営住宅は、年月がたち、古くなって寒いようです。春日団地は、エレベーターがないため、1階の申込者が常時30名ほどいると伺いました。今進めているマンションの借り上げの進捗状況はどのようになっていますでしょうか。大学移転のお話があつてから町内に住む学生も以前よりは減ったと聞いております。既にマンションにも空きがあるようにも伺っております。マンションにはエレベーターがありますし、大学移転前でも早めに入居できるようにすることはできないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

次に、以前にも質問いたしました性教育のことです。近年性犯罪が過去10年で最多、3年連続で増加、高止まりの状況です。性犯罪、性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじり、長期にわたって重大な影響を及ぼします。政府は、2020年、性犯罪、性暴力対策の強化の方針を打ち出し、子どもを加害者、被害者、傍観者にしない具体策として学校教育として導入いたしました。2021年、内閣府、文科省が教材、手引を作成、2022年、男女共同参画重点方針に明記、2023年、全国の学校で実施開始、2026年3月、内容を拡充、改定、刑法改正、不同意性交等罪などを反映、人権としての位置づけを強化、デジタル性暴力、SNS問題を追加、被害児童、教員への配慮を明記、保護者理解、教員研修を強化、自分の身は自分で守っていけるように生命の安全教育は始まりました。教育がないと守る手段が分からないままになってしまいます。大人が思っている以上によく分かっていない子どもたちは多くいます。自分の人生を守っていく、性と生殖に関する権利、未来を選ぶ心と体を守る教育が必要だと思います。

性被害の現状は6割が10代です。SNS、インターネットの利用が低年齢化しており、零歳から6歳までで68.8%、9歳までで91%、10歳以上で98.8%となっております。SNSを介した面識のない相手との接触が入り口となり、SNSでのやり取りで交際、好意と認識する傾向もあります。また、他の人に言えないことを相談したりするうちに心を許してしまう。写真送ってほしいなどの状況になったりします。自分が被害者だと気づきにくい。撮影も簡単であり、拡散も簡単です。さらに、AIが普及され、簡単に加工ができ、新たなリスクとなっております。クラスの子の顔に偽の裸の画像を作成して同級生と共有して、男子中学生が名誉毀損容疑で書類送検されました。20代の女性教諭を中傷する動画をSNSに投稿して、名誉毀損の疑いで男子中学生が逮捕されるなどの事件が起こっております。これまでの守り方では守れない時代になっていると感じています。ほんのいたずら心でやったことで加害者になってしまう。性犯罪の加害者が大人ばかりでなく、6割が同級生であつたりします。加害者にも被害者にもしないよう教育が必要です。

若年妊娠についてですが、本年1月、出産直後の赤ちゃんの遺体を自宅で遺棄した疑いで20代女性が逮捕という事件がありました。若年妊娠は全体の1.3%ですが、虐待死では約17%を占めています。事件の共通点では、相談できる大人がいない、妊娠を隠す心理、それによって支援につながっていかないということが挙げられます。心と体を守る教育を進めているプラン・インターナショナル・ジャパンの1万人のアンケートでは、性知識に

ついてもっと学びたいとの声が約7割だったそうです。保護者へのアンケートでは、自分で教えるのは難しく、学校で教えてほしい、専門家を望む声があったそうです。

資料を御覧になっていただけるといいのですけれども、文科省で資料として出されているほんの一部なのですけれども、生命の安全教育についてということで出されております。これは本当一部なのですけれども、ゆっくり見ていただけるとうれしいです。

生命の安全教育は、命を大切にする考えや自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることです。児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV、このような社会課題も根本は同じで、人権が守られていない、人権が正しく理解されていない。この連鎖を断ち切るには知識、イコール教育が必要であり、重要であると思います。大阪の田島南小中一貫校では、子どもたちに命と体の大切さを伝え、自分と相手を大切にする方法を教えるとともに、人生の中で直面する困難を解決するために必要な知識を教えています。小学1年生ではプライベートゾーンについて、3年生では子どもの権利条約について、中学2年生ではデートDV、交際相手からの暴力についてと、年齢に合わせ9年間で生きる教育を行っています。この生きる教育は、言葉で自分の気持ちを伝える力の育成を目指し、性教育が重視され、命や体の大切さを伝える内容になっております。結果、校内暴力が減少、学力も向上しているそうです。

教育長に質問いたします。1番、性犯罪、性加害の増加の現状についての認識と考えをお伺いいたします。

2番、AIの普及による子どもたちを取り巻く環境の変化についての考えをお伺いいたします。

3番、生命の安全教育への取組についてのお考えをお伺いいたします。

このような重要な取組が全国で進んでほしいと願っております。まず、我が当別町では小中一貫教育を進めております。この教育を受けられてよかったと思えるような取組を進めてほしいと心から思っております。我が町の一貫校にも多くの視察の方々がお見えになっていると伺っております。生命の安全教育の取組について町長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐々木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） それでは、ただいまの佐々木議員の一般質問にまず私からお答えをさせていただきます。

初めに、おむつリサイクルについてのご質問でありますけれども、ごみ減量化の取組の一つとして使用済紙おむつのリサイクルは、全国的に実証や導入に向けた検討が広がりつつあり、石狩市でも民間の再資源化施設が本年3月より本格稼働し、受入れを開始したと承知をしております。こうした動きがある一方で、紙おむつリサイクルを導入するに当た

りましては、処理や設備に係る多額の費用に加えて回収、分別の手間や衛生面での課題があると認識をしております。このような課題への対応を先進事例を学びつつ今後の状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、町営住宅の既存アパート借り上げの進捗状況についてのご質問ですが、令和7年第1回当別町議会定例会会派清流の代表質問でも答弁しましたとおり、令和5年度には当別アパート組合と町による民間アパートの借り上げ制度に関する勉強会を開催をし、令和6年度には町営住宅に入居される単身者と2人世帯の方を対象に借り上げ住宅への入居希望に関するアンケート調査を実施をいたしました。また、令和7年度からアパートオーナーや現在民間アパートの借り上げを実施している自治体と制度設計に向けたヒアリングを実施してまいりました。加えて、町営住宅長寿命化計画の改定を進めており、その中で借り上げ方式による町営住宅の戸数やスケジュールを定めてまいりたいと考えております。

次に、大学移転前に借り上げ町営住宅への入居ができないかのご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、借り上げ町営住宅につきましては町営住宅長寿命化計画の改定と併せて進めてまいりますが、借り上げ町営住宅の導入に当たっては単に物件を借り上げるというだけではなくて、建物の構造や各種設備、家賃設定やアパートオーナーとの契約条件、入居者の実負担額など多岐にわたり詳細に検討する必要があります。加えて、これらの事項につきましては国や道との調整も必要なことから、計画的に進めていく必要があると認識しております。

なお、春日団地の1階の申込者は、令和8年6月1日現在で13名となっております。

いずれにいたしましても、住環境を取り巻く情勢の変化ですとか他の施策とも連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

次に、生命の安全教育につきまして、(4)につきましては私からの答弁ということでご指定がございましたので、先に答弁させていただきますけれども、一貫校の取組といたしまして先進地を参考にしてはとのご質問ですが、当別町では本町地区のとうべつ学園の整備に当たり、全国各地の先例地視察を実施しており、その成果は校舍建設や現在の生命の安全教育へとつながる教育課程に反映されているものと考えております。一方、西当別地区では6年生による中学校登校や教職員による合同研修等を実施する中で、9年間で育てたい子ども像を小中学校で共有し、中1ギャップの未然防止につなげているところであります。今後もそれぞれの特徴を生かしながら小中一貫教育を推進し、先例地を参考にしながら当別町の実情に応じて家庭、学校、地域が一体となる教育環境の整備を教育委員会と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上、佐々木議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、佐々木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、性犯罪、性被害に関するご質問ですが、そもそもこれらの事案は極めて重大な

人権侵害であり、断じて容認できるものではありません。また、議員がおっしゃるこれらの事案の増加についてという点につきましては、近年の警察統計によると認知件数が増加していることは明らかでございますが、これらは令和5年7月の刑法改正により法律の適用範囲の変更や相談しやすい環境の整備による影響もあるものと考えております。教育委員会といたしましては、関係機関との連携も含め、今後も慎重に注視をしてまいります。

次に、AIの普及などによる子どもたちを取り巻く環境の変化についてですが、情報化社会の急速な進展により、インターネットやSNS、AIなどの技術が子どもたちの生活環境に大きな影響を与えている状況にあります。教育委員会といたしましては、児童生徒がこうした環境の中で情報を適切に判断し、行動できる力を育成することが重要と認識をしております。このことから、各学校では1人1台端末の導入以前から情報リテラシーや情報モラルに関する学習に家庭と連携して取り組んでおり、今後もこの取組をさらに充実させてまいります。

次に、生命の安全教育の取組についてですが、文部科学省が推進する生命の安全教育は、議員が配付した資料にあるとおり、児童生徒が命の大切さを学び、自分や他者の身体を尊重する態度を育成するための教育であります。学校では、現行の学習指導要領に基づき、性被害、性加害防止、薬物乱用防止、人権尊重など、発達段階に応じた学習を行い、これらに関する思考力、判断力、表現力の育成に取り組んでいるところであります。また、今年度の夏季休業中には、教職員研修としてSOSの出し方に関する教育に関わる講座を開設予定であります。今後も家庭、学校、地域が一体となる教育環境を整備し、それぞれの役割を果たしながら児童生徒に寄り添った生命の安全教育を推進してまいります。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） 今の性教育のところなのですけども、今までもいろいろ取り組んで、全く取り組まないなんてことはないですよ。取り組んではきているのだと思うのですけれども、生命の安全教育、文科省で初めに2020年、結構もう五、六年前から出して、そのときは出ただけだから、その後資料作ったり、進んできて、全国でもすごく取り組んでいるところと本当にやっていないようなところとの差は結構大きいかなというふうに思います。

ただ、3番目ですけども、この田島南の今例で先例地の話ししましたがけれども、校内暴力が減ったとか、あそこはもともと暴力が多かったみたいです。だから、より一層力が入ってやったのだというふうに思いますけれども、劇的に減っていったということもあって、学園とかでもどこでもいじめゼロというのはなかなか難しい問題かもしれませんけれども、私自身もちっと暴力的なことも聞いていますし、そういういろんなことを思うとやっぱりかなり有益ではないかなというふうに思うのです。その辺は、多少いろいろ取り組んでいるとしても、この9年間でやっていくというのは結構すごく大事なことはないかと、大事だと思っているからしつこく質問しているのです、前回もいろいろ質問しまし

たけれども。この辺の、もちろंदうでもいいと思っていないから取り組んでいるのだと思うのですけれども、もうちょっと総体的に力を入れてやっていくということはすごく重大だと思っているのですけれども、教育長としてはそこまでは必要ないのだという考えなのでしょうか。この9年間、これに関しては9年間をもってやっていくという話が載っていましたけれども、その辺はどのような認識でしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 今の佐々木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

生命の安全教育については、非常に重要なことであるというふうに思っております。議員が配っていただきました資料の中にもありますように、学校教育においては学校教育の全体的な中でこの問題について取り組んでいくことを推進されているというふうに受け止めております。学校では、それぞれ性教育の全体計画、また生命の安全教育全体計画というような名前がついている学校もあるのですけれども、そのように細かい計画を立てまして、各教科様々な教育活動の中でそれに取り組んでいくということをしっかりと行っているところがございます。ですので、あくまでも学校教育の中のことでございますので、指導要領に沿って進めてまいりたいというふうに思います。そういう中で、学校だけの取組ではなかなかこのことについては解決しないというふうに思っております。今までもそうでしたが、家庭と学校と地域が連携をしてこの問題に向かい合っていくことが子どもたちにとって最も大切であるというふうに考えて推進をしてまいります。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） いろいろ取り組んでくださっているのだなというふうに思いますが、実際私中学生の女生徒の方とかと少し話したりした中ではあんまりちゃんと教育を受けたという、性教育に関してです、そのときそういう質問をしていたので。そういう認識は、あんまりちゃんと受けていないということでした。だから、学校の中のことから、どういう組み込み方をしているのかも分からないですし、ただやっぱりもうちょっと明確に、さっきの一番最初のところにもありましたけれども、心と体、命と体を守っていける、そういう教育というのはもうちょっと分かりやすく言ったほうがいいのではないかなというふうにも思うのです。

そして、さっきのアンケート、あの1万人のアンケートは高校生に対してのものだったのです、その保護者に対して。私以前にも専門家のチームをとという話をしたと思うのですけれども、やっぱりお母さん方からも専門家の方、そういう要望ありました。例えば自分、自分の子ども大きいのですけれども、自分の子どもに性教育するってなかなか難しいかなってちょっと思ったりもします。前回、いつの前回かちょっと忘れてしまいましたが、外部の専門家というふうに思っていましたけれども、それ専門でやっているところあるのです、性教育の。それが一番ベストかなというふうに思いましたが、当別高校では地元の保健師を入れているという話もあったし、何らかの形で今までよりももうちょっと踏み込んだものが必要ではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほどの繰り返しとなりますけれども、性教育に関しましては各学校それぞれ教育指導要領に基づいて、いろいろな工夫をしながら取り組んでいるところでございます。そういう中で、先ほども申し上げましたとおり、専門家による先生に対する研修会をこの夏休み中に企画をしているところでございます。まずは、先生方がその指導について理解をしていただいて、そこからさらに家庭、学校、地域と協力をしていく体制を強化していくという考え方をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。青森市の教育委員会の話をしたいと思うのですけれども、昨年の令和7年6月30日に森本晋也元文部科学省安全教育調査官、現岩手県立図書館館長を講師に招いて、「子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための生命の安全教育」をテーマとした研修会を開催した。そして、その概要をリーフレットにまとめ、各家庭にも子どもたちを守るための取組を実践してほしいというふうに出されました。このような取組も子どもたちを守るというすばらしい一歩だというふうに思いますが、先生に対してのさっきのSOSの研修会、それもすごく大事なことだなんて思うので、意外にSOSって出しづらいものだと思うので、大事なことだなんて思っていますけれども、こういうふうに今の生命の安全教育、これは全体に、PTAの方とか先生も皆さん聞いていたかもしれませんが、このような形で教育委員会としてやっていくということはどうでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 繰り返しになりますが、その重要性については私どもも十分に承知をしているところでございます。そういう中で、家庭、学校、地域、それぞれ役割があると思っています。その役割を十分に果たして、そしてその3つが協働することによってより子どもたちにとってふさわしい性教育が成り立っていくというふうに思っております。様々な機会を通してそれについて学校からも発信をする、また私どもからも発信をする機会をつくる、それは非常に重要なことだというふうに思いますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐々木君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、芳形君の質問であります。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

日本共産党の芳形です。本日は質問大項目が2項目、質問小項目は7項目となります。最初の大きな項目ですが、町内にある医療機関への支援についてということで伺います。近年全国的に医療機関への経営環境が厳しさを増しております。物価高騰や人件費の上昇に加え、医療材料費や光熱費の高騰などにより、多くの医療機関が経営上の大きな課題を

抱えております。昨年11月には日本病院会、国立病院機構、日本赤十字社、労働者健康安全機構、全国自治体病院協議会など、計8団体が国に対し病院経営を取り巻く危機的状況の改善を求める要望書を提出しております。病院は、地域住民の命と健康を守る重要な社会基盤であります。経営環境の悪化によって医療体制そのものが弱体化することは、避けなければならないと考えます。また、本年6月からは、診療報酬が三十数年ぶりの引上げ水準で3.09%となりましたが、実情は10%以上の改定率が必要と医療関係団体は主張しています。そんな中、当町においても医療機関の方々からは経営環境が厳しいとの声を聞いております。3.09%の現状では非常に厳しいという声が多いです。そこで、最初の質問ですが、全国的な病院経営の危機的な状況が指摘されておりますが、町内の医療機関について町は現在どのような状況認識をお持ちなのか伺いいたします。見解をお聞かせください。

次の項目となります。町では、これまでも医療機関に対する支援を実施してきております。とはいえ、依然として厳しい経営環境は続いていると聞いていますが、医療機関は高齢化が進む本町にとって必要不可欠な存在であり、外来医療のみならず在宅医療や介護との連携など、地域包括ケアや在宅医療を支える重要な役割も担っていると考えます。命の継続にとってとても大切なところでもあります。医療機関の経営環境がさらに悪化し、診療体制の縮小や医療従事者の確保が困難になれば、最終的には住民サービスそのものに影響が及ぶことも懸念されますし、ひいては命の危険に及ぶこととなります。そのために私は国の支援を待つのではなく、自治体としてできる支援について積極的に検討していく必要があると考えています。そこで、2つ目の質問となります。町としては、今後新たな支援策や支援制度の拡充を検討する考えがあるのでしょうか。町の見解をお聞かせください。

続いて、第2次当別町公共施設等総合管理計画について伺います。本計画では、人口減少や少子高齢化の進行に加え、公共施設の老朽化が大きな課題として示されております。また、今後の財政状況を考えると全ての施設を現在のまま維持していくことは困難であり、施設の適正配置や統廃合などについて検討していく必要があることも示されております。公共施設は、住民サービスを支える重要な基盤である一方、維持管理には多額の費用を要します。将来世代に過度な負担を残さないためにも計画的な施設管理が求められています。受持ち部局においても重々心して取り組まれていると認識しています。そこでまず、1点目なのですが、町は現在の公共施設等の状況についてどのような認識を持っているのか見解をお聞かせください。

続いて、質問2点目になります。人口減少や利用者数の変化が進む中で、公共施設の利用状況も大きく変化していくものと考えます。そのような中で、今後特に課題となる施設分野についてはどのようにお考えなのか、見解をお聞かせください。

続いて、3点目の質問となります。本計画では、解体、譲渡、売却、統廃合等の考え方が示されております。今後の施設配置を考える上では重要な視点であると考えますが、一方では地域住民にとっては不安につながる可能性があることを考慮していただきたいと思

います。そこで、質問となります。今後どのような考え方を基本として総合管理計画を展開していくのか、改めて町の見解をお聞かせ願いたいと思います。

4点目の質問です。公共施設は町民共有の財産であり、将来の在り方については町民の理解と協力が欠かせないと考えます。また、今後のことですが、総合管理計画の実行段階にあっても町民の理解と協力を仰がねばならないと私は考えます。質問となります。総合管理計画の策定に当たり、町民の声の把握や意見聴取はどのように行われたのかお聞かせ願います。

最後の質問となります。本計画の当初計画の成果の中で、コンパクトなまちづくりを進めることによって持続可能な施設配置を目指すとの考え方が示されております。私は、この総合管理計画は人口減少の状況の中でも維持できる町をつくる方向性の計画なのかなと感じました。そこで、最後の質問となります。町が考えるコンパクトなまちづくりとはどのような姿を目指しているのか、もう一度町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上で私の最初の質問となります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの芳形君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、町内の医療機関における運営状況についてのご質問でありましたけれども、医療機関の診療報酬は2年ごとに改定されるため賃金上昇や物価高に柔軟な対応ができず、各医療機関では運営にご苦労されているものと認識をしております。町といたしましても医療体制の維持には適正な診療報酬の設定が不可欠であるとの認識の下、診療報酬改定に当たり地方の実情を考慮することや医療従事者などの人材不足に対する意見を北海道町村会の政策懇談会へ提言をしまいいりました。そのような流れの中で、国におきましては令和8年度の診療報酬改定が行われ、賃上げ分や物価対応分を踏まえた3.09%の増額改定になったと承知しております。

次に、町独自で医療機関への新たな支援策が必要ではないかのご提言であります、町では独自に令和8年度から医療人材確保支援事業に取り組んでいるところでありますが、今後におきましても町の医療体制を確保するために必要な施策につきましては、医療機関の皆様のご意見も伺いながら検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画についてのご質問であります、まず現在の公共施設等の状況についてのご質問ですけれども、本町の公共施設につきましては、総合管理計画において整理しているとおり、築30年以上の施設が78.8%を占めるなど、老朽化が進行している状況にあります。また、議員のご発言のとおり、財政状況や人口の推移などを踏まえますと全ての施設を維持していくことは現実的には極めて困難な状況にあるものと認識をしております。

次に、今後の維持管理において特に課題となる公共施設等についてのご質問ですが、今後人口減少や利用形態の変化などにより多くの施設において様々な課題が出てくる

であろうと想定をしております。特に下水道や道路、橋梁といったインフラ施設については、町民生活を支える重要な基盤であることから、人口の推移等にかかわらず維持、更新が不可欠であり、必要となるコストの増大が今後の大きな課題となると認識をしております。

次に、解体、譲渡、売却、統廃合等についてのご質問ですが、解体や売却などの方向性については、総合管理計画とは別に個別施設計画を策定をし、施設の老朽化や利用状況等を踏まえ、現時点での施設の方向性及び今後の方針として整理しております。なお、今後の公共施設の在り方につきましては、生活や地域コミュニティの影響、利用実態、保有の必要性、維持管理及び更新コスト、他施設による代替の可否など多角的な観点から総合的に勘案をし、施設ごとに適切な時期と手法を見極めつつ、適切な対応を選択していく必要があると考えております。

次に、計画策定時における町民の声や意見の聴取についてのご質問ですが、両計画の策定に当たりましては計画案の段階でパブリックコメントを実施し、町民の意見反映に努めたところであり、結果として4件のご意見をいただきました。なお、これらご意見に対する町の考え方や対応につきましては、これまで町ホームページにおいて公表してきたところであります。

次に、コンパクトなまちづくりの考え方についてのご質問ですが、人口減少が進む中でも持続可能な町を目指す考え方であり、当別町立地適正化計画に基づき居住や生活サービス機能を中心部へ緩やかに集約する考え方で、公共施設等総合管理計画はその方針に沿って策定されたものであります。

以上、芳形議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ご答弁ありがとうございました。なかなか個別の施設、医療機関との情報把握というのは難しいというのは私も理解しております。その中で、今後の対応に向けてということで今意見を聞かせていただきましたので、改めて再質問に移らせていただきたいのですが、先ほど全国町村会との関係のことを語られたと思います。その中で、私も今までこのことを考えますと、ただ単独に全国的な問題をということか、それとあと地域的な問題ということを見ると、やはり全国町村会、ここのところの取組は大事なことでと思いますし、4月もきちんとここの町村会が社会保障審議会で、その場で医療機関の経営悪化や医師、看護師不足、訪問介護事業所の撤退が続いていることであるとか、町村が社会保障サービスを安定して提供できるよう、ここで述べられているのですけれども、財政支援と人材確保策を強化すべきだと訴えているのです。これはやはり重要だと思います。当別町においても人材確保については支援をいただいていますので。今回私のほうが特に課題的に取り上げるとすると、この財政支援が町内の医療機関についてどうなのかなというところからの視点で取り上げさせていただいています。私のほうでは、今町村会のことがありました。もう一度再質問というか、要望なのですけれども、やはりこの町村会

との取組、これは大事だと思います。その点で、町としても今後このところの国に対する要望、要請、この辺を今訴えさせていただきたいのですけれども、そのことについての考えをもう一度聞かせていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま1番目の医療機関への支援についての再質問というふうにお聞きをさせていただきました、先ほど答弁しましたように適正な診療報酬の設定が不可欠であると認識の下、診療報酬改定に当たり地方の事情を考慮することですとか、医療従事者などの人材不足に対する意見を町村会を通じて全国に申し上げているということをお伝えをしました。そのことについて改めてというご質問かというふうに思います。当然北海道全体のことを考えますと、いわゆる人口が過度に減っていつている地域の中では、お医者さんですとかいろいろな人材を確保することが難しいという格差が出てきておりますので、そういった点では全体的な要望ということで行っておりますが、特に当別の医療機関の実情を私としては踏まえた上で、そういった要望を町村会を通じて国のほうに上げているということでご理解をいただきたいというふうに思いますし、先ほどの賃上げ、物価対応を踏まえた3.09%の増額改定になったという背景も、いろいろと物価の上昇ですとか、あるいは賃金の状況ですとか、そういったことを踏まえた中で近年にない改定幅になったというふうに認識をしております。そういった意味では、それぞれの医療機関が引き続き努力をしながら、医療機関がどうしてもこれ以上はできないというような状況の場合には町として考えるですとか、さらに町村会を通じて国のほうに上げていくですとか、そういう対応を取っていききたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 1項目めの質問に対するご回答ありがとうございます。ぜひともここは町村会との連携を図っていただいて、この改善に当たっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そこで、次の質問の項目になります。2つ目の質問ですが、ここのところで私としては町として今後新たな支援策、支援制度の拡充ということはどうでしょうかという質問をさせていただきました。実際に人材確保に当たる予算というのは、今年の令和8年3月の段階で計上されております。それにより、実際の医療現場では助かりますねという声も聞いております。これにとっては、よい方向に進んできたことではないかと思います。

再質問なのですが、人材確保支援も先ほども言いました、助かるよという声はありますが、ここはどうしても町内の医療機関に直接に支援できるような施策について町が考えていることがほしいという意見も聞いています。人材確保関係ですと医療、介護サービス等についての支援もありますが、やはり町のそれぞれの病院がそれぞれの中で運営できるようところへの支援、例えば設備投資でしょうか、そういうところについてどうなのでしょうかという考えも聞いています。そういうところからについてですが、このような意見

を踏まえて別な支援策、具体策というのはどうなのかということで2つ目に取り上げさせていただいていますが、いかがか。お考えをお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） お時間いただきましてありがとうございます。芳形議員の医療機関への支援についての（2）の再質問ということでお聞きをさせていただきました。先ほど答弁させていただきましたけれども、他の福祉施設とも関連がありますので、そういった整合性も取りながら、人材の確保という点で今回予算化をさせていただいて、そして皆さんに認めていただいて予算を決めていただいております。そういった中で、先ほど答弁したように町の医療体制を確保するために必要な施策につきましては、新たにというお話がありましたけれども、現時点では医療機関の皆様のご意見も伺いながら、なおかつ他の福祉施策との整合性も図りながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ご答弁ありがとうございます。ちょっとくどいかなと私も考えておりますが、やはりここは少し踏み込んでいただきたいなというところからの質問とさせていただきます。お答えありがとうございます。

次にですが、質問ということはないのですが、次の2点目の当別町公共施設等総合計画の（1）について、ここについてはやはり老朽化と費用、コストの面、この面が大変重要になってくるのかなと思います。その点を今後も考慮していただいて、計画の執行に当たっていただければと思います。再質問はありません。

2項目めも再質問の予定をしていたのですが、ちょっとそぐわないところがありましたので、今回再質問はやめさせていただきます。ただ、この中でお答えいただいた中で、やはりインフラ施設の重要性というのは、今公共施設もそうですが、私が知る限りではいろんなところで出てきます。国がそのインフラ施設へのきちんとした予算配分を行っているのが私は問われると思っていますので、ぜひこの点も自治体、町としてもきちんとした対応をよろしくお願いいたします。また、これも同じく3月議会のときに道路整備等のほうについて予算を組んでいただきましたので、その辺も踏まえて今後とも展開を図っていただければと思います。

4点目の質問になります。パブリックコメントを実施されたということなのですが、この点についてやはり私は町民の意見が、考えが、そういうのがどうなのかなというところ

にどうしても力が入ってしまいます。再質問ですが、本計画の実行の前に地域住民の理解と協力を得るために対話や意見交換が大切だと強く訴えさせていただきます。また、今後施設再編を進める際には、この時点でも地域住民との対話や意見交換の場が必要であるのですが、この場を設定する、地域住民との対話や意見交換の場を設定する考えはお持ちなのかどうか意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ご質問ありがとうございます。芳形議員の公共施設等総合管理計画の（４）の再質問ということで承りました。その前に、（２）のところでしたか、１でしたか、要望を賜りましたが、先ほどご質問で答弁しましたように、今町としましては公共施設の在り方を総合的に検討させていただいております、その中で30年以上の施設が78.8%を占めているということを申し上げました。そういった点では、今後財政状況ですとかいろんなことを勘案しながら、経営をどうしていくかということを当然考えていかなければなりません。答弁もしましたが、全ての施設を維持管理、更新していくということは恐らく不可能だというふうに思っておりますので、そういった点では議員の皆様にもご理解をいただいて、必要なもの、そうでないもの、しっかりと見極めながら今後対応してまいりたいというふうに思っておりますので、その点しっかりと自覚をしていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今ご質問いただきました公共施設の統廃合と再編に当たっての町民からの意見聴取などについてのご質問かというふうに思いますが、先ほど今後の公共施設の在り方につきましては生活ですとか地域コミュニティーへの影響、利用実態など多角的な観点から総合的に勘案をして、施設ごとに適切な時期と手法を見極めつつ適切な対応を選択していくとお答えしましたが、ご質問の意見聴取などにつきましてもその手法の一つであるというふうには認識をしておりますので、議会の皆様のご意見も賜る中でしっかりと政策判断をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、再質問にお答えいたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。なかなかこの問題というのは、公共施設、インフラ施設ですから、ちょっと予算的にも老朽化対策予算、コスト面においてもかなり厳しい展開というのは理解させていただきます。ただ、私としましては、今ちょっと最後に町長のほうからのほうで、私が聞き逃したのかもしれませんが。やはり町民等の声や意見というところが伝わるのが、それを反映させていただくことが大事だと思うものですから、その辺についてというのは今お答えの中に触れられたかどうか、もし私が聞き逃していたら、その旨もう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再々質問にお答えをします。

先ほどの意見聴取につきましては、芳形議員がおっしゃられているように、いろいろな

意見聴取をする一つの手法だというふうに認識をしておりますので、そういった点で検討しますというお答えをさせていただいております。ただ、これまでも政策を進めていく中では広く議会の皆様にもお諮りをさせていただき、議論をいただいた中でご理解をいただいて進めてきておりますし、町民の皆様にも周知をさせてきていただいているということではご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ただいまの答弁ありがとうございます。検討という言葉聞かせていただきましたし、くどいようですが、町民の声、地域住民の声や意見というのは大事だと思いますので、その点を踏まえて、今後もやはりこの公共施設、インフラ施設というのは大事ですので、踏まえた上での検討に、その声の部分のパーセントというのでしょうか、そういう部分をもう少し多くしていただければなというところが今回総合管理計画を拝見させていただいた私の考えですので、もしその辺が違うということであればちょっと私のほうの見解相違なのかなというところもありますが、よろしくお願ひしたいとします。

コンパクトなまちづくりについては、その方向性がどういうところなのかなというところが一番今後の当別町についての将来のまちづくりの関係からも考えが必要だと思いますので、その辺は町長のほうでご自身の思いをそのまま町政の中で反映される中で推進されていたければと思います。

再質問は以上となります。ただ、先ほど言いました医療機関の支援と公共施設総合管理計画の質問でありましたが、その辺で私のほうの質問の訴えのところで表現、その辺がちょっとまずいのかもしれませんか。その辺は改めさせていただきますが、やはりいま一度医療機関への支援と公共施設等総合管理計画について今後の皆さんの取組をよろしくお願ひしたいとします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で芳形君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告3番、五十嵐君の質問であります。

五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして

本日は2項目質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、高齢者の肺炎予防対策についてお伺いいたします。日本は、世界でも類を見ない速度で高齢化が進んでおり、当別町においても高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けられる環境づくりが重要な課題となっております。そのような中、高齢者の健康寿命を延ばす上で、現在でも命や健康を脅かす大きな要因の一つで見過ごすことができない疾患の一つが肺炎です。特に高齢になるほど重症化しやすく、入院が必要となるケースも少なくありません。高齢者の場合、肺炎による入院は、単に病気の治療だけで終わる問題ではありません。入院中の安静による筋力低下や活動量の減少により、歩行能力や日常生活動作が低下し、退院後も以前と同じ生活に戻れなくなることがあります。さらに、食欲低下や社会参加の機会の減少などを招き、介護が必要な状態へ移行するきっかけとなることも懸念されております。

町においてもフレイルという言葉が広く知られるようになりました。フレイルとは、健康な状態と要介護状態の間にある虚弱な状態を指しますが、肺炎などの感染症による入院はフレイルを進行させる大きな原因の一つとされています。住み慣れた地域で元気に暮らし続けるには、肺炎そのものを予防することはもちろんですが、肺炎をきっかけとしたフレイルや要介護状態への移行を防ぐ視点が重要であります。高齢化が進む中で、肺炎の重症化予防は健康寿命の延伸や医療費抑制の観点からも重要な課題であると考えます。

(1)の質問ですが、現在実施している高齢者への肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルスの各種ワクチンに関する対象者数や公費助成の内容、接種率状況についてお伺いいたします。また、未接種者の傾向や接種控えの要因についてどのように分析しているのかお伺いいたします。

次に、(2)の質問ですが、今年度4月1日からRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種が実施されております。RSウイルスは、ほとんどの子どもが感染する身近なウイルスです。特に生後6か月以内の乳児が感染すると肺炎や気管支炎を引き起こし、入院が必要になる場合があるため、妊娠中のお母さんが接種することで生まれてくる赤ちゃんを感染や重症から守ることが期待されております。そしてまた、高齢者におけるRSウイルス感染症は、インフルエンザ等と同様に重症化するリスクが高いとされておりますが、町はどのように認識しているのかお伺いいたします。また、医療機関との情報共有や接種状況の把握など、どのように行っているのかお伺いいたします。

また、今後町民への情報提供や周知、医療機関や高齢者施設との連携、さらに高齢者の経済的負担軽減策も含め、どのように取り組んでいくお考えか町長の見解をお伺いいたします。

次に、2つ目の質問ですが、花とスウェーデンを生かしたまちづくりについてお伺いいたします。先月5月には道の駅に待望のイケアポップアップストアが開店し、連日道の駅が大変にぎわいを見せております。そして、今年も今週末に夏至祭が開かれる予定となっており、楽しみにされている方も大勢いらっしゃると思います。来場される皆さんに

楽しい思い出をつくってもらえますようにと願っております。関係者の皆さん、大変にお疲れさまです。

当別町は、明年レクサンド市との姉妹都市交流40周年という節目の年を迎えます。40年という長い年月の中で、多くの町民の皆さんが交流を支え、大切に歴史を築いてこられたお話を伺いますと心が温かい気持ちになっております。当別町には道内有数の花卉生産地という誇れる財産がありますが、残念ながら花のまち当別として町民にその魅力や平成14年に制定された美しいまち当別をみんなでつくる条例も近年町民となられた皆さんにも十分認識されていないのではないかと考えます。この節目を町民の皆さんが再び当別町の魅力を見詰めて、当別ならではの地域資源を生かし、未来につなげていく機会にしてほしいと願っております。

(1)の質問ですが、花のまち当別としてのブランド向上と町内外への効果的な魅力、情報発信について町長のお考えをお伺いいたします。

(2)の質問ですが、姉妹都市交流40周年を節目として、長きにわたり築いてきた歴史をさらに町民参加型の記念行事へと発展させていくお考えはあるのでしょうか。お伺いいたします。

(3)の質問ですが、かつて花植え活動に携わった方々も高齢化が進み、同じ形を繰り返すことは難しいかもしれませんが、しかし今求められているのは昔と同じことをするのではなく、新しい仲間を増やしながら無理なく続けられる形をみんなで考えていくことではないかと考えます。スウェーデン大通を花ロードとして整備し、花とスウェーデンの象徴的な景観づくりを進めてはいかがか。町長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせてもらいます。よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、現在実施している高齢者へのワクチン接種の状況でありますけれども、対象者数、そして公費助成の内容、接種率につきましては、令和7年度の実績数値に基づき、後ほど担当より答えさせていただきます。

次に、未接種者の傾向や接種控えの要因について町ではどのように分析しているのかとご質問であります。ワクチンを接種する、しないにつきましては特定の要因があるとは分析をしておりません。ワクチン接種は、個々人の判断によるものとなりますので、町としては的確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者におけるRSウイルス感染症の重症化リスクにつきましては、議員ご指摘のとおり、高齢者にとってはインフルエンザ等と同様に肺炎をはじめとした重症化を引き起こす可能性があるものと認識をしております。ただ、大人に対するRSウイルスの抗原検査は精度が低いことなどにより検査を実施しない場合も多いため、現在のところ町と町内医療機関の間では情報連携は行っておりません。また、高齢者インフルエンザの予防接

種など、定期接種では町と医療機関において情報連携は行っておりますが、定期接種ではない任意のワクチン接種についての状況把握は行っておりません。

次に、今後の取組としては、RSウイルス感染症ワクチンの高齢者への有効性などについて適時住民の方へ情報提供をまいります。また、経済負担の軽減策につきましては、町の福祉施策全体の優先度を考慮し、実施の在り方を判断してまいりたいと考えております。

次に、花のまち当別としてのブランド向上や町内外への情報発信についてのご質問ですが、当別町は花卉生産組合における技術の研さんによって花卉の高品質な生産と安定した供給体制が確立されており、北海道有数のブランド産地として全国市場から高い評価をいただいております。これまで魅力の情報発信の取組といたしましては、道の駅の直売所等での販売、ほっかいどう秋の大収穫祭などのイベント出店、そして地域おこし協力隊によるSNS発信を進めてまいりました。令和7年度からは、新たな試みとして国外への試験輸出を開始をいたしました。この機会を生かし、当別町の花のすばらしさが町内はもとより国内外の消費者の皆様にも伝わるよう農業分野と観光分野が連携をし、SNSによる情報発信を強化していく考えであります。いずれにいたしましても、引き続き町と関係機関が連携を図りながら、花卉のブランド化と情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、姉妹都市交流40周年についてのご質問ですが、スウェーデンレクサンド市との姉妹都市交流は、40年にわたり町民参加による交流を積み重ねてまいりました。互いの友好関係を象徴する大変意義のある取組であるというふうに思っております。来年度に予定しております40周年記念事業につきましては、交流事業を担う当別・レクサンド都市交流協会が中心となり、訪問団を結成し、レクサンド市を訪問する方向で現在調整が進められていると伺っております。事業の実施に当たりましては、受入れ側であるレクサンド市の意向を尊重することが重要であります。これまでも一般公募による訪問団の編成など町民参加型の交流が行われてきた経過があります。町といたしましても、このような町民参加の交流を大切にしながら、40周年という節目にふさわしい事業となるよう当別・レクサンド都市交流協会をはじめとする関係団体と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、スウェーデン大通を花ロードとして整備してはとのご質問ですが、スウェーデン大通の景観づくりにつきましては予算や維持管理、そして何よりも町民の皆様のご協力といった多岐にわたる課題がございますので、実現性を含め、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（岸本昌博君） 五十嵐議員の高齢者の肺炎予防対策についてのご質問の中にありました高齢者への肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の対象者数、公費助成の内容、接種率についてお答えいたします。

公費負担につきましては、自己負担がおおむね3割程度となるよう町の負担額を設定しております。まず、肺炎球菌ワクチンについては、対象となるのは65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日までの方と60歳以上で一定の基礎疾患がある方です。公費負担は1件当たり8,175円で、対象者258名のうち接種者は63名、接種率は24.4%となっております。

次に、高齢者インフルエンザワクチン接種については、対象となるのは65歳以上の方と60歳以上で一定の基礎疾患がある方です。公費負担は1件当たり2,887円、対象者5,938名のうち接種者は2,764名、接種率は46.5%となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、対象となるのは65歳以上の方と60歳以上で一定の基礎疾患がある方です。公費負担は、令和7年度から国費補助がなくなり、町の補助は1件当たり1万800円です。令和7年度の実績の対象者5,938名のうち接種者は429名、接種率は7.2%となっております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） 答弁ありがとうございます。（1）と（2）の中で同じような答弁がいただきましたので、1つでまとめて再質問してもよろしいでしょうか。

○議長（高谷 茂君） どちらか選んでください。

○8番（五十嵐信子君） どちらかで。分かりました。

高齢者の肺炎予防対策についての（2）で、それでは再質問させていただきます。今数字のほうもお伺いいたしましたけれども、町長のおっしゃるように、個人のこれは思いと
いうか、ことで接種されていくものだと思って、強制ではないと思います。

あと、情報提供にいたしましても、広報とかホームページとか郵送とか様々な方法を取っていろいろされていることと思うのですが、やはり高齢者の中には情報が届きにくい方もおられると思います。そういうお声もいただいておりますので、一人でも多くの方に周知できるように工夫もこれから考えていっていただけるとありがたいと思います。

それと、高齢者の負担軽減のことで再質問させていただきたいのですけれども、先ほども述べましたが、肺炎は単に一般的な病気ではなくて、入院を契機として筋力の低下とか認知機能の低下とかフレイル、また要介護状態につながるそういうおそれもあることから、町としてぜひ治療より予防という視点のほうで、高齢者施設とか基礎疾患を有する方など、やはり重症化リスクの高い方を対象にして助成を検討していただけないかと思っています。

あと、専門の方というか、お医者さんともいろいろな情報共有しながら、肺炎についてもこのワクチンが有効であるかどうかということも含めまして、そういう対話していった、連携を取っていただけないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） それでは、五十嵐議員の再質問にお答えをいたします。

3点目のRSウイルス感染症の関係でよろしいのですよね。それで、先ほども答弁しま

したけれども、いろんな情報の伝え方で広く周知をするということは、これまでも研さんをしてきていますけれども、よりそういった方向で周知できるような取組をしていきたいというふうに思います。

また、医療機関とは定期的に懇談をしておりますので、そういった中で現状を聞きながら対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。全員がこの肺炎球菌とRSワクチンを打たなければならないという、そういう強制的なものではないと思うのですが、やはり年齢だったり、基礎疾患とか体力とか費用のことも様々考慮して、町としての判断をしていただけることを切に望みます。

あと、2項目めの再質問になりますけれども、SNS発信が本当に当別増えてきているなということも思っております。国外に試験的に花の出荷とかもしていく予定であるということもお聞きしましたので、せっかく全国的というか、道内の中でも有数な花の産地ということになっておりますので、道の駅とかもいろいろな道の駅を回っておりますとお花のあるところというのは本当に何か滞在時間というか、時間を忘れるほどいたりとか、写真を撮ってSNSに上げたりとか、ドライブに出かけて、そういうところを見ながら日々の疲れを癒やしたりだとか、様々ないろんな要因で来られている方もいらっしゃると思うのです。花のあるところって、本当に何か私も行くとかすごくほっとするというか、気持ちになります。なので、せっかくこの花のまちということであるし、こういう条例とかもあるので、町民にしっかり伝えていっていただけるといいなと思っております。

（3）のスウェーデン大通の花ロードのことなのですが、やはり予算とか維持管理とか様々ないろいろな検討をすることはあると思います。ある町民の方から夏至祭のときだとかマラソンのときとか当別町に降り立ったときに、花があつてきれいだとか、環境がいいなとか思えるようにやっぱりお出迎えしたいという方も一定程度いらっしゃるお声もいただいております。ですので、そういう心ある町民がたくさんいなくても、最初でも1つずつ形になって活動しやすい流れというのをつくるのもやはり大事なことでないのかなというふうに思います。まず、初めは町が音頭を取って、次流れがついていったら、本当に手挙げされた方たちが一生懸命活動できるような流れもつくっていくのもいいのではないかなと思っておりますけれども、その点に関して、町長、予算とか様々、人員とかいろんな課題があると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問ありがとうございます。今五十嵐議員の花とスウェーデンの都市交流ですとか、そういったことも含めてのお話かというふうに思いますけれども、いろんな方から当別やはり花のまちだということで、例えば役場の庁舎前を花で飾ってはどうかですとか、あるいは以前は美しいまち当別をみんなでつくるという方針の下に各町内会と連携をしてバイパスの花壇ですとか駅前大通の花壇ですとか、あるいはスウェー

ン大通の花壇ですとか、そういったところを官民一体となって花壇を植えて、美しいまちづくりを進めてきました。しかしながら、高齢化して、そういった作業を十分にできるという状況にはないということから、それぞれの町内会が花の苗をもらってもなかなか植栽ができないというような状況がありまして、今それでも一部五十嵐さんのように町を花で飾りたいという思いの団体があつて、当別町の駅前とちょうど農協の前辺りですけれども、花壇を整備していただく団体ですとか、そういった皆さんによって維持がされています。そういった点では、思いとしては私も当別の切り花でありますけれども、内外に広めていく、あるいは北海道でトップレベルを走り続けるということは大変なことなのですけれども、それが花農家の働き方改革につながったりですとか、そういったことで産業が盛り上がっていくということにつながっていけばいいなというふうに思っています。そういったことをベースにしながら、町全体を花で飾りたいという思いはありますけれども、いろんな課題があつてできないという状況、あるいは優先度があつて、その事業になかなか到達しないというようなこともありますので、そういったことを全て勘案しながら、今後どういった町としてのアピールができるかということは、いただいたご意見を参考にしながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。先日スウェーデンに行かれたという方のお写真を見せていただいたことがあったのですけれども、その方が、スウェーデンの方が日本の方が行ったときに、本当に家にある、その辺に咲いているお花を地面にリースみたいにして、真ん中に石を置いて、葉っぱとお花と石、真ん中に置いて、来てくれた方をお出迎えするという、そういうことをしてくれたということで写真を、自分のためにしてくれたのだということを見せていただいたのです。それを見たときに何かすごくほっこりして、ちょうどお客さんが来るときだったので、うちには大した花は植えていないのですけれども、裏から雑草のようなものを取ってきて、家にちょっとリースみたいになねごとでやってみました。そしたら、来た方が自分のためにこれを作ってくれたということで、大したものではないのですけれども、すごく喜んでくださったのです。私それを思ったときに、40年歴史があつて、スウェーデン人というか、スウェーデンの方のその心というのですか、その温かい心が何かすごく感じられたのです。当別も、そんな華やかにお金をかけてとかというのではなくて、やはりそういうスウェーデンとの交流の中でこういう心の交流、ちょっとしたおもてなしがあるのだというその文化交流というのですか、そういうのも例えば町の広報とか、そういうのにも、ちょっとうまく言えないのですけれども、発信して、確かにスウェーデンに行かれる、公募で行かれる方もいるけれども、行けない方もいらっしゃる。なので、でもスウェーデンとのそういう心の交流がこういうのを教えてもらって自分たちのできることでおもてなしするとか、そういうのもやはり私も教えていただかないと分からなかったことだったので、そういうことも、あまり華やかなことでなくてもいいのですけれども、そういう発信もぜひお願いしたいと思ってい

るのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ご質問ありがとうございます。2番全体のご質問なのかなというふうに受け止めましたけれども、やはり花がそこにあるというのは心が和むといいますか、これ皆さん同じではないかなというふうに思いますし、今五十嵐さんがおっしゃられたようにホスピタリティーというか、迎える立場の人が訪問される方に対してそういったもてなしをするという気持ち、そういったことが大事なのだろうというふうに思います。そういった点では、花に限らず、来年レクサンド市との40周年で訪問団を当・レク協会のほうで派遣をしていただくということになりますけれども、行ける方も行けない方も40周年というその歴史をしっかりと振り返っていただく中で、レクサンド市あるいはスウェーデンとの交流に思いをはせる、そういったことが大事なかなというふうに思いますので、それが花でできるのか、何でできるのかというのはちょっと未知数ですけれども、そういった思いで来年の40周年に取り組んでいきたいというふうに思いますし、今回21日の41回の夏至祭にも駐日スウェーデン大使が来ていただけるというのは、やはり当別町に対するいろんな思いを当別町から発信をして大使にお届けをしたということがあるので、気にかけていただいて、来ていただけるのかなというふうに思っています。そういった積み重ねが大事だというふうに思っておりますので、そういった気持ちを大事にしながら今後の事業展開をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） 最初はこの題を、項目を書いたときにつながる、花とスウェーデンって何か抽象的で、分かっていたかなと本当に心配していましたが、町長もそういう思いでいてくださるということを確認できましたので、今までこの歴史をつくってきた方と本当にいろいろな分野の方たちが携わってきてくださったと思うのです。なので、その昔からのものも大事にしながら、新しいものもやっぱり取り入れながら協会の方たちには、本当に大変な中かもしれませんが、ぜひ頑張っていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

(午前 1 1 時 4 7 分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 8 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第2回当別町議会定例会 第3日

令和8年6月18日（木曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（13名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	5 番	佐々木 常 子 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
15 番	高 谷 茂 君		

欠席議員（1名）

4 番 櫻 井 紀 栄 君

欠 員（1名）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	乗 木 裕 君
総 務 部 長	森 淳 一 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	山 田 雅 俊 君
企画部参与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	岸 本 昌 博 君
福祉部参与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経済部参与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	長谷川 明 君
農業委員会事務局長	北 村 浩 二 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 熊 谷 康 弘 君

次	長	玉	木	聡	美	君
係	長	中	鉢	将	太	君
主	事	伊	藤	萌	絵	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 次に、議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告4番、角田君の質問であります。

なお、角田君より質問するに当たり、資料を配付したい旨議長に申出があり、これを許可しております。

角田君。

○1番（角田広佑君） おはようございます。角田でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を開始させていただきたいと思います。

まず、4月1日付で執行部の副町長以下刷新がなされました。最前列のラインナップもさま変わりしたというところでございますが、当別をよくしたいという気持ちは何らお互い変わらないところがございますので、しっかりした議論を重ねながらこれからのよりよいまちづくり、共に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、本日は大項目2項目の質問を行わせていただきます。ま

ず1つは、公務員の兼業に関して町の考え方、方針について質問させていただきます。現行法において、公務員は兼業の禁止を国家公務員法並びに地方公務員法において規定されております。公務員の中で特別職はその対象外となっており、市町村長、首長、あと副市長はじめ我々議員についても兼業は認められているところであります。余談でございますが、私一時期国会議員の秘書を務めておりました。そちらにおきましても公務員特別職という取扱いでございましたが、兼業届を提出することで兼業が認められていたという経緯がございます。話を戻します。

ここで資料1、横の欄を御覧いただきたいと思います。地方公務員における兼業禁止の法的規定、条文をまとめておるところでございます。要点をまとめて説明してあります。かいつまんで説明をしますが、まずは兼業業務の禁止の理由として職務専念義務、それから信用失墜行為の禁止、そして営利企業の役員に就任することによる利害関係、利益相反の可能性があるということで、そういったところについては明確に禁止と規定をされているところであります。

一方で、兼業に該当しないものも存在しております。こちらは裏面の資料2、データとしての資料2があります。兼業に該当しないというものとして、まずその根拠としての1つ目は、勤務時間外で本務に支障がない場合、これは単発の講演活動であるとか執筆活動が挙げられます。また、広告収入など公務の信用を損なわない範囲である場合、そして営利企業の従事に該当しない行為については申請不要とされておるところであります。次に、小規模で申請が不要なケースについては、小規模な不動産や駐車場の賃貸、資産運用、不要品の販売といったものは小規模ケースとして申請不要とされているところであります。さらに、申請が不要だが、許可が認められやすいものとして、教育機関の非常勤講師、実家の農業や小規模店舗の手伝い、執筆、イラスト作成、音楽活動などのクリエイティブ活動などがあります。こちら当別町でもロックバンドや吹奏楽において町内外で活躍されている町の職員さんがいらっしゃることは有名な話でございますが、こちらについては申請許可を受けての活動であるということかと思えます。

その一方で、制度や規約を制定し、兼業を認める自治体も増えてきているところであります。2017年、兵庫県神戸市で地域貢献応援制度を創設し、報酬を得て地域活動に従事できる許可基準を制定したのを皮切りに、奈良県生駒市、宮崎県新富町ではスポーツチームのコーチや審判、消防団、地域行事などに自治体職員を積極的にその活動を許可しているところでもあります。また、2019年以降、営利企業の兼業を解禁する自治体が増え、福井県、長野県などで制度を創設、さらに2025年の静岡県においては過疎地のバスドライバーやライドシェアのドライバー、部活動地域展開のコーチなどが認められました。これらについては、2025年6月に総務省が兼業に関して兼業許可基準を制定、公表し、営利企業との兼業を一律禁止しないこと、労働時間、利益相反の適切管理を全国の自治体に通知をいたしました。これにより、今後も兼業を認める自治体はさらに増える見込みとなっております。静岡県の事例のように、人手不足解消の一手として自治体職員の兼業運用は今後多

くの自治体において必要であると私も認識しているところであります。また、職員のスキルや経験、クリエイティブな活動においても、その能力を地域社会に貢献するところも大変重要なところであると考えます。

そこで、町長に質問いたします。1つ目に、先行事例で許可基準等を制定し、弾力的に運用している自治体が複数存在しているところですが、当別町における公務員兼業についてどのように運用しているかを伺います。

次に、当別町教育委員会では、今年度学校部活動の地域クラブ移行への試験運用を開始しているところです。今年度はテストケースとして5から6のクラブを指定し、その指導をそれらの当該するクラブが指導することとなり、その指導者を募集しているところです。この指導者において町職員も就任することが想定されることから、これもいわゆる兼業に該当すると考えられます。

そこで、こちら教育長ですか。これ町長でいいのかな。町長ですね。町長に質問いたします。現在地域部活動における指導者を募集、登録している状況にあります。町職員もこの登録制度に応募する場合は、容認するお考えかどうかお聞かせください。

続きまして、大質問の2つ目、パソコン端末更新時の処分方法について質問をいたします。今月9日の新聞等の報道におきまして、国立病院機構、北海道では国立医療センター、それから国立がんセンター、2か所の医療機関において最大51万人分の個人情報が出た可能性があると発表しました。原因は、電子カルテの更新に伴うハードディスクドライブ、以下ハードディスクと称しますが、それを外部業者に破砕依頼を処理したところ、依頼した業者が破砕をせずに流通、ネットオークションにおいて落札した人から指摘により事態が発覚し、買い戻したことで情報流出の事態が判明したとのこと。回収済みのハードディスクに記録されていた情報例としては、患者さんの氏名、住所、電話番号、診療日、診療科、入院情報、病名、検査結果、アレルギー情報、看護記録の一部など様々な個人情報、多岐にわたる個人情報が流出したということです。原因として、処理業者の不適切な処理ということで、特に破砕前と破砕後のハードディスクが混在していた、処理をする前後のハードディスクを混在して一つの場所に置いていたという、言い訳なのか何なのか、ちょっとこの理由もどうかなと思うのですが、そういったお粗末な原因となっているところ説明を受けているところでもあります。

また、もう一つ、北海道庁においても情報流出が発覚をいたしました。こちらは、さきの国立病院機構の事件発覚による調査の際に国立病院機構が回収した90台のハードディスクの中に北海道庁が廃棄したはずのハードディスク2台が交ざっており、そのハードディスクに後志総合振興局の市町村、商工会関係者599人分の名簿、計700人分の個人情報が流出したと発表しました。その後過去5年間を調査をしたところ、さらに7台が適正に廃棄されたか確認できない状態だったとのこと。こちらについては、本来道の内規において業者に渡す前に道側で破砕するというようになっていたのですが、この作業を怠っていたことが原因とのこと、こちらのほうは処理としても重大なコンプライアンスの違反に

該当する事案であるとも考えられます。これらの原因として、病院内や組織内で行うべき物理的破損を外部業者に委託し、その業者が処理を適切に行わなかったことや破砕処理の虚偽報告も発覚したということで、大変悪質であると同時に、ヒューマンエラーを含めた構造的な欠陥も介在する事件となっているところです。

国立病院機構、道のどちらにおいても、個人情報適切に管理すべき国や道のこの結果は、そのほかの自治体等にも不信感を抱かざるを得ない大変重要な問題であると認識をしております。この事件を踏まえ、私は全国の自治体におけるパソコンやハードディスクの処理方法についてネット上で確認を試みたのですが、全国調査をしっかりと行ったデータというのはちょっと見当たりませんでした。一方でG I G Aスクール構想における端末更新に係る旧端末の処理方法について教育委員会を対象にした全国一律の実態調査を行っており、その結果を公表していたものでございます。

こちらは資料3、資料4をご参照いただきたいと思います。かいつまんで説明をいたしますと、まずデータの消去方法については4分の1の教育委員会が破砕ではなく、初期化、磁気消去といった適切と言えない方法でデータを処理し、最も安全とされる専用ソフトウェアの更新は10分の1の12.5%にとどまっているということが示されています。また、データ消去の一連動作を示すログについて、3分の1の教育委員会がデータ消去作業ログが取れない消去方法にて処理を行うと検討しているとのことでした。これは、処理が適切に行われていたかどうかを追跡できない可能性があり、決して適切とは言えない状態であります。最後に、データの消去費用については、予算確保をしている教育委員会は3分の1以下にとどまっているという結果がありました。

以上の調査結果を見ると、教育委員会ごとの端末処理については情報管理意識やリテラシーの欠如がかいま見える結果でもあり、それらの意識改革が非常に重要であると考えます。当別町でも過去に町でのパソコンの端末更新が行われているほか、昨年度から今年度にかけてG I G Aスクールの端末更新も行われているところから、それらの適切な処理が行われていたのかどうか、町民も不安を拭えないところではあるかと思えます。それと、データを消去しても、今いわゆるデータを復元する技術、デジタルフォレンジックとありますが、そういった技術も発達しておるので、そういったところについてもただ単純に消すだけの作業というのは非常に危険だということも併せて申し添えておきます。

そこで、町長と教育長に質問いたします。1つ目、町が保有しているパソコン端末や記憶媒体の更新サイクルと処理方法、完了報告の確認方法はどのように行っているのかお聞かせください。

2つ目、こちら教育長ですが、今年度小中学校の端末も更新されましたが、端末の処理方法、完了報告の確認方法はどのように行われているのかお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わりたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。
○議長（高谷 茂君） ただいまの角田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。
町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、許可基準等の制定など、町における公務員兼業の運用についてのご質問でありますけれども、地方公務員の兼業につきましては、従前より地方公務員法に基づき任命権者の許可によって可能になるものと規定されております。令和7年6月の総務省通達によりまして兼業制度の実質的な見直しについて示されたこと、また少子高齢化による地域活動の担い手不足が顕著であることなどを背景といたしまして、複数の自治体において兼業制度を活用している事例があることは私も承知しているところでもございます。現在町における職員の兼業の事例は、一定の要件を満たした会計年度任用職員6名に対し許可をしております。また、今後の兼業制度の在り方につきましては、令和7年度の人事院勧告以降、国家公務員においても制度の見直しが図られておりますので、国の動向や先行事例の状況等を注視しつつ、併せて公務上の職務専念義務ですとか労働基準法の規定との整合性を図りながら、許可基準の制定等を含めた町の兼業制度の積極的な活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、地域部活動指導者に町職員が応募した場合についての仮定のご質問であります、今後兼業制度の見直しを実施した場合には、地域活動の担い手に資するものであることから、許可をすることになるものと現在では想定をさせていただいております。

次に、パソコン端末更新時の処分方法についてのご質問についてであります、町が所有するパソコンや記憶媒体につきましては五、六年のサイクルで更新を行ってきております。いろいろとご心配をいただいておりますけれども、更新に伴って生ずる使用済機器につきましては、当別町情報セキュリティポリシーに基づきまして復元不可能な状態にする措置を行い、廃棄いたしております。廃棄は、機器更新の受託者に委託しており、直近の事例を申し上げますと、パソコンのハードディスクに穴が開いた物理的復元不可能な状態を職員が直接確認をして、完了としております。

以上、角田議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 角田議員の一般質問にお答えをいたします。

今年1月に更新作業を終えた古い学習端末の処分に関しましては、先ほどの町長答弁と同様、当別町情報セキュリティポリシーに基づき現在処分作業を行っているところです。今後作業完了まで個人情報の流出事故や完了報告の確認の徹底に関しましても、慎重に進めてまいります。

以上、角田議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございました。何点か再質問をしたいと思いますが、まず兼業関係の質問でございます。いわゆる令和7年の制度の見直しを含めて、そちらを勘案しながら先行自治体の部分も研究をした上で制定をするかどうか検討するところの答弁だったかと思えます。またこれたればの話になって申し訳ないのですが、

中には、兼業の範囲の中では例えば事例であったようなドライバーであるとか、そういういわゆる営利企業に就職するというパターンというのも実は想定されるのかなと思います。特にこういった人口がだんだん減少している地域においては、単純に地域おこしや地域振興だけではない、そういった企業のマンパワーとして時間外という時間を活用するという想定もされるのかなと思うのですが、実際現時点では町長としてはどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問にお答えをいたしますけれども、兼業の範囲についてのご質問かというふうに捉えました。先ほど答弁をさせていただいておりますけれども、今後兼業の制度の活用につきまして検討していくこととなりますので、今おっしゃっていただいたような条件等も含めて、その中で営利企業という前提も含めて対象範囲についても判断をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ありがとうございます。その質問で再々質問になります。

これも町長の思いというか、どういった思いかというところを聞くということになってしまうのですが、実際私の知人が自治体職員だったのですが、兼業というか、公務外活動を経て、そちらの道に進みたいということで独立した方がいらっしゃるのです。カメラマンなのですが、そういった意味で、実はそういった自身のスキルや能力を生かすものを伸ばしていた結果、自分の新たなステップに上がりたいとか、そういう方もやっぱり一定数いらっしゃると思うのです。ちょっと抽象的な質問になってしまうのですが、町長としてそういったことになった場合に快く送り出すのか、ちょっと待ってくれになるのか、そういったところお聞かせいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをいたします。

兼業を認めたことによってそれが離職につながると思いますか、そういったご質問かというふうに思いますが、兼業する、しないにかかわらず自分の仕事、職業の選択というのはそれぞれ個々人の考え方、判断であるというふうに思っておりますので、今この場で私がそのことに対して是非、有無を言う立場にはないのかなというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 大変答えづらい質問で、大変恐縮でございます。私もいろんな町職員の方と関わっている中、非常にポテンシャルの高い、能力の高い町職員、特に若手も本当に非常に多くございますので、そういった方々の部分というのは非常に伸ばしていただけることを切にお願いをしたいなと思っておりますのでございます。

それから、大質問の2つ目、地域部活動に関しての再質問でございます。いわゆる指導者の募集要項を参照した際に、地域部活動指導者には指導者の謝金、謝礼として指導者、

時給1,600円、それからいわゆる付添いみたいな形で補助者というのでも設定しております。そちらも1,200円。また、交通費を支給するとあるのですけれども、これ町長でよろしいかと思います。こういった役場職員が指導者に着任した場合というのは、この報酬というのは受け取るということになるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをいたしますけれども、職員が指導者に着任した場合の報酬等の取扱いについてのご質問でありますけれども、今後兼業制度の活用について検討していくというふうに最初に答弁をさせていただいておりますが、兼業先として今例示していただいているような地域部活動指導者を認めることも含めまして、報酬等の取扱いについても今後協議をしていくという判断をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。要は本来地域部活動の移行の大きな目的としては、やっぱりが学校の先生がキャパオーバー、キャパシティーオーバーということで、そういったところで負担軽減というところの観点もあって、今まで学校の先生というのは当然いわゆる無報酬、無給というか、追加報酬のない状態で部活動を行っていた経緯もございます。その辺の整合性ともどうするのかというところも議論あると思いますので、非常に熟考していただいて、よりよい制度に設計していただければと思います。

この点の質問については以上でございます。ありがとうございます。

大質問2のほうですが、1点だけ答弁いただいた中で確認をしたいと思います。破碎については、いわゆる目視をするということで町の端末については完了を確認しているということで伺いました。本当に大事なことだと思います。実は私も結構自治体からのいわゆる売却されたパソコンを一時期使ったことがあったのですけれども、非常にスペック的には問題なかったし、中身が何もきれいであれば全然使えるものであるもので、そこだけ、ハードディスクだけを交換すれば十分使えるものだったなという認識があるので、サステナブルなところにおいても完全に全部を破碎するのではなくて、ハードディスクだけ交換というのは一つの方法なのかなというので非常に有効な手段なのかなと思っておるところなのですが、2つ目の質問において、いわゆるこれから処理について検討するということでお話あったと思う。今回町のほうでは破碎を目視確認をしたということなのですが、教育委員会のいわゆる端末についてもそのような方法で行うという理解でよろしいかどうかお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 先ほども申し上げたところでございますが、町と全く同じ方法で行ってまいる所存でございます。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。何だかんだいって今回の事件というのは報告書を持ってきたけれども、実は全然違った方法だったという非常に、この場で言うのはあれですけれども、やっぱり悪質だったと思うのです。そういった部分では、町も教育委員会のほうでもそういった部分のリテラシーだったり、そういった部分についてやっぱりしっかりと目が行き届くような体制づくりというのをご祈念申し上げたいと思います。

質問は以上になります。

最後に、一言だけ。この6月よりPR大使が就任されまして、昨年12月に私が一般質問したと思うのですが、そのときに申し添えたとべのすけが入っていたということで、大変喜ばしく思っております。とべのすけも全国でも大変人気のあるキャラクターですので、自らの羽で羽ばたいてPR活動していただきたいというところを申し添えまして、私からの一般質問は以上といたします。どうもありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で角田君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、山崎君の質問であります。

山崎君。

○9番（山崎公司君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、本日はちょうど私連続で45回目の一般質問になります。2項目質問させていただいています。緊急シェルターの確保という件とふれあいバスの運賃の見直しと運行ルートの再編についてという2項目ですので、答弁のほうよろしく願いいたします。

まず、1項目め、緊急シェルターの確保についてです。政府が武力攻撃を受けた際に住民が避難するシェルター、緊急一時避難施設を確保するよう全国の市町村長に求めています。ミサイルの爆風や破片からの防護、一、二時間ほど身を守るのが目的でございます。2030年までに全国の市町村で人口カバー率100%を目指すとなっております。町内には自衛隊の基地もあり、安全性がより高いとされている地下シェルターの確保が課題になります。政府が緊急シェルターの確保を急ぐのは、軍事力を急速に増強する中国やミサイル発射を繰り返す北朝鮮の脅威が念頭にあると思います。2月28日に始まった米国とイスラエルによるイラン攻撃では、反撃も含め中東各国の国民がミサイル攻撃から逃げられるため避難施設に駆け込む様子がいろんな形で報道されております。

5点質問いたします。1点目、当別町が今すぐ取り組む行政対応として、町内の既存施設の堅牢性調査の即時実施が必要と思います。候補となるのは役場庁舎、小中学校、高校、両コミセン等の公共施設等、まずはどこが指定可能か洗い直すことが最優先と考えますが、町の見解を伺います。

2点目、公共施設の建て替え、改修時に地下化を標準化、コストの最適化、国の補助金活用、町民の理解促進が必要と考えますが、町の見解を伺います。

3点目、町民への避難行動の周知、訓練の強化が大変必要と思っております。Jアラート発報時の行動対策、避難先の明確化、高齢者、障がい者の避難支援計画をセットで整備

する必要が私はあると思います。町の見解を伺います。

4 点目、広域避難計画の策定が私は必要だと思います。武力攻撃が長期化する場合、石狩振興局、近隣自治体との連携、受入先、輸送手段を確保する必要があると思います。町の見解を伺います。

5 点目、さらに踏み込んだ議論として、公共施設の再配置と緊急一時避難施設の整備を一体的に進める絶好のタイミングでございます。当別町のどの施設を優先すべきか、地下化に適した候補地や施設の選定が必要と考えますが、町の見解を伺います。

2 項目め、ふれあいバスの運賃の見直しと運行ルートの変更についてであります。北海道医療大学が2028年4月に北広島市に移転いたします。既に2年を切っております。多くの分野で過大な経済損失が想定されております。その中で、町民の足としてのバス運行について早急に方向性を新たな総合戦略に盛り込むことが大変重要と考えております。

3 点質問いたします。1 点目、北海道医療大学移転によるバス利用者は確実に減少となります。具体的に学生の利用減少などどのように想定しているのかまず伺います。

2 点目、現状の運賃200円は維持困難になる可能性が高いと思います。燃料の高騰、運転手不足等による運行コストは高く、運賃収入だけでは到底賄いきれない構造です。200円均一運賃は、人口減少、利用者減の中で持続可能性が低いと考えられます。早急に運賃の見直しの検討をすべきと考えます。例えば見直しの手法として、現状200円から250円あるいは300円への段階的な引上げ、距離別運賃への移行、定期券の価格再設定が考えられます。町長の見解を伺います。

3 点目、運行ルートの変更について、北海道医療大学の移転はJRの当別駅から医療大学前が過剰になる可能性があります。一方で、町民ニーズとして、例えば市街地の短距離移動、西当別、青山方面の生活路線、高齢者の通院、買物需要、部活動や習い事の帰宅の支援など、従来の医療大学中心から町民生活中心の展開が必要と思いますが、伺います。

1 回目の質問をこれで終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの山崎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、町内の既存施設の堅牢性調査及び施設の指定に関するご質問でありますけれども、政府が言うところのシェルターとは、武力攻撃等の緊急事態を想定した避難施設を示しており、爆風や破片等からの直接の被害を軽減するため、周囲の安全が確認されるまでの一時的な避難に活用するコンクリート造等の堅牢な建築物や地下施設となっております。現在当別町で緊急一時避難施設として指定されているものは、とうべつ学園などの学校施設や総合体育館等の社会教育施設、道の駅などの13施設となっておりまして、内閣府のホームページでも公表されているところでもあります。これらの施設につきましては、コンクリート造等の堅牢な建築物と位置づけられておりますので、改めて堅牢性調査を必要とするものではないというふうに考えております。

次に、公共施設の地下化の標準化についてのご質問ですが、武力攻撃などにおける緊急避難場所として地下施設が非常に有効なものであることは私も承知しておりますが、公共施設にかかわらず地下施設の設置には莫大なコストを要するため、地下施設を設置し、これを標準化することは、現時点において現実的なものではないと考えております。この部分については、補助制度など今後の国の動向を注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、町民への避難行動の周知、訓練の強化についてのご質問ですが、武力攻撃にかかわらず、緊急時に町民が迅速に避難できる体制を整える必要があると考えております。そのため、現在組織率90.7%の自主防災組織の組織率向上の取組と防災出前講座や防災セミナーの開催を行い、緊急時の避難行動などを学ぶ機会を提供してまいりたいと考えております。加えて、避難訓練や避難所運営の訓練の実施を検討し、緊急時に適切かつ迅速に対応できる体制を整えてまいりますし、高齢者や障がいなどのいわゆる要配慮者の安全を確保するための個別避難計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、武力攻撃が長期化する場合の石狩振興局、近隣自治体との連携についてのご質問ですが、災害時の広域連携といたしまして、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づき、武力攻撃事態を含めた災害が発生し、被害市町村のみでは対応できない場合において職員の派遣、車両資機材、物資の提供、一時滞在等による被災住民の受入れなど、北海道及び道内市町村が相互に応援する体制となっております。

次に、緊急一時避難施設の指定、整備に対する地下化に適した候補地や施設選定についてのご質問ですが、先ほど2つ目の質問に答弁したとおり、地下施設を設けるには莫大なコストを要するため、町の財政状況を考えますと実現することは難しいと考えております。そのため、繰り返しになりますが、現在におきましては町内に13か所指定されている緊急一時避難施設を最大限生かすことができるよう日頃からの災害時の避難について意識することが大切であるというふうに考えております。

次に、ふれあいバスの運賃の見直しと運行ルート再編についてのご質問ですが、初めに医療大学生の利用減少の想定についての質問ですが、学生の利用実績を踏まえめすと、大学移転後は利用者全体の35%程度の利用減少が見込まれると想定をさせていただいております。

次に、運賃の見直しについてであります。運賃の見直しにつきましては安定した収入を確保するための手段の一つであることから、これまでも地域公共交通活性化協議会において都度検討してきましたが、一方で利用者にとっては負担が増加し、利用減少につながることも考慮し、現行の運賃を維持してきたと聞いております。公共交通を維持していくためには一定の収入確保が不可欠となりますので、引き続き見直しの手法も含め協議会に諮ってまいりたいと考えております。

次に、運行ルートの再編についてであります。ふれあいバスは町民生活を支える重要な移動手段として運行しております。最近では、スウェーデンガーデンやロイズタウン駅、

あいの里の医療機関を経由するルートを設定しているほか、青山線の一部をデマンド型に切り替えて運行するなど、常に町民ニーズや利用状況を踏まえた運行に努めており、決して医療大学を中心とした運行は行っていないものと私は認識をしております。大学移転後の運行ルートにつきましても、協議会の一員として引き続き町民ニーズなどを踏まえた中でより利便性が高く、かつ持続可能な地域公共交通体系の構築を目指してまいりたい、かように考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。まず、1点目の緊急シェルターの確保について質問させていただきます。

2項目めの中で、2点目の中で、公共施設の建て替えの件でずっと質問しておるのですが、建てるに当たっては非常にお金がかかるということで、コンクリート造りであるので問題ないという答弁だったと思いますが、やっぱり国が求めているのは地下化をとにかく最小限やりなさいと。4年以内に100%を目指せという国から、それとそれに伴う地下化の費用については補助金を出すというところまで国は言っております。ですから、2点目の公共施設の建て替え、改修時の地下化をとということの中で、現状、例えば役場庁舎、この新庁舎についてこういった内容が検討されているのか。全然関係ないのだと先ほど言われましたが、地下化をやりなさいということと、やはりこの当別町には自衛隊の基地がございます。いろんなことが想定されますので、安全な場所、これは本町であっても西当別地区であっても最小限の、国は100%目指せと言っていますけれども、やはり現時点でそういったことを検討されているのかどうか、それがまず再質問の1つ目です。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

今回緊急シェルターの確保という点でご質問をいただいております。私どもといたしましては町民の生命、財産を、これを死守するということは最大の使命だというふうに思っております。そのための施設整備をすることは当然のことだというふうに思っております。しかしながら、先ほども答弁をさせていただいておりますとおり、現時点におきまして国の一時的な避難をする場所として堅牢な建物で、想定は一、二時間程度ということでもありますので、そういった場所について今回指定をしているという現状であります。た

だ、今回2030年までにということでは国は今目指そうとしておりますけれども、その背景といたしましては、私は小規模自治体単位で整備は制度上も恐らく国も想定していないのではないかなというふうに思っております。基本方針が示されたというふうに私は認識しておりますけれども、その中で今後広域の連携ですとか、あるいは国直轄の整備というのが具体的に出てくるのではないかなというふうに思っております。そしてまた、住民1人当たりのコストという観点からも、これは慎重な判断が私どもとしても必要になるのではないかなというふうに思っております。そういった点で現在100%カバーするのが地下のシェルターということばかりではなくて、堅牢な建物があればそこを一時的に避難する場所に指定しなさいということではしているということでご理解をいただければと思います。ただ、今後国の方針ですとか、あるいは北海道としてどう取り組むかですとか、あるいは冒頭申しましたように、町民の皆さんの生命、財産を守るというのは私どもの使命でありますので、そこを国の方針にのっとってどうできるか、あるいは町民の生命、財産を守るために国のほうにどのように要請をしていき、具体化していくかということは引き続き検討をし、国にも要請してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 再々質問になりますが、現状は、町長、当別町としては要するに地下化という、国のほうから要請されてきておりますけれども、現時点ではすぐやるという気持ちというか、検討されていないと。ただ、状況が変化することによってやっぱり住民を守るという観点で考えていくという捉え方でよろしいですか。現時点では、地下化のそういった改修とか、そういったことについては現状はやらないと。ただ、もう少し状況を踏まえて検討することもあるのだという理解でよろしいですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 一部繰り返しになるかもしれませんが、基本的には、先ほど申しましたように、町民の皆さんの生命、財産を守ることが一義でありますので、必要な対応はしていきたいという思いでおります。ただ、その手段としては、現実的な選択をせざるを得ないというふうに思っております。あまり具体的なことを申し上げますとそれだけが先行しますので、それ以上は申し上げませんが、そしてまた、先ほど申しましたように、町単独で、各自治体単独でできることではないというふうに思っておりますので、国のいろいろな方針が示された中で、国がでは地方に対してどういう支援なり、どういう方針を持って国民を100%カバーするか、その方策を見極めた中で町として対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 3点目の質問の中で、要はいろいろと避難行動の件について、現状について先ほど説明がありました。この中で非常にやっぱり当別町も、あるいは各町内会も避難する場所とか、単なる今回のこの地下化の問題だけでなく、この当別町にはご存じのように当別断層がありまして、いずれ云々ということも昨今また出始めてきておりま

す。ですから、訓練の強化というか、避難行動の周知を行政としても定期的に訓練するよう各町内会に指導していかれたらどうかと私と思いますが、いかがですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの山崎議員の3点目の再質問にお答えをしますが、先ほど答弁しましたように、これまでいろいろと災害の部分の想定はしておりましたけれども、特に緊急避難という点での訓練ですとか対応ということにはあまり積極的でなかったと、積極的といいますか、必要性を感じていなかった部分があったのかもしれませんが。ただ、全くそのことを意識していなかったというわけではないのですけれども、そういったことに加えて、先ほど答弁で申し上げましたように、避難訓練ですとか避難所運営の訓練の実施を検討していきたいというふうに思っておりますし、ただ、今議論されている、想定している事柄というのは1時間、2時間の避難場所ということでありまして、その避難にかかる時間が十分にあるかどうかということからいくと、なかなか10分も20分もかけて避難をするという状況にはないのかなというふうに思いますので、そういった点で身近なところでいかに避難できるか、身を守ることができるかという一つの視点を持って訓練をするということは大事なことだと思いますし、必要であれば専門の知識を持った方たちにいろいろとノウハウをお聞きをするですとか、そういったことも含めて研さんを積んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

このシェルターの件の5点目の質問です。昨日の一般質問の中で、公共施設等の総合管理計画ができて、198施設のうち30年以上が78.8、40年以上が60.6という答弁がありました。解体、譲渡、売却、統廃合して維持管理するというお話だと思うのですが、ここでやっぱり議論としては、公共施設の再配置と緊急一時避難、一体して、非常にタイミング的にいい時期だと私思います。もう一度町長にお話ししますが、こういう具体的な町内で地下化に適した候補地とか、あるいはある程度今ある施設の中で特定にこういったところを、先ほど言いました198の施設のうちこういったところについてはこういう形にしたいという何か構想はございませんか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の1の（5）に対する再質問ということでお受けをしました。現時点で、先ほども申しましたが、いわゆる公共施設の8割弱が老朽化をしているということで、それもどうこれから再構築していくかということも当然必要ですので、その中で例えば国が2030年に向けて特別にそれぞれの地域の避難所、いわゆるシェルターを用意するための費用を設けるですとか、国の対応が都度変化をすればその状況に合わせて何かをするということは当然していかなければならないというふうに思っております。ただ、現時点ではそういったことが示されていないので、先ほど答弁しましたように、国の動向ですとか今後の方針を見極めた中で町として町民の皆さんの生命、財産をど

う守れるかという視点で検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

2項目めのふれあいバスの運賃の見直しと運行ルートの再編について再質問させていただきます。1点目で学生の利用減少が先ほど答弁で35%利用減になりますが、これは具体的に何人ぐらいの人数、現状バスを利用しているのはこれぐらいで、35%によってこれぐらいの利用減少が起こるといったところをお聞かせ願えますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 具体的な数字のことありますので、担当部局から答弁させます。

○議長（高谷 茂君） 企画部長。

○企画部長（山田雅俊君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

全体で、およその数字ですけれども、年間15万人ぐらいとしますと、大体35%になりますので、4万8,000人程度というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。かなりの数、35%というのはこういうことになると思います。これに関連するわけですが、バス等について当別町地域公共交通活性化協議会ということでいろいろとやっておられますが、令和8年度の予算を拝見しますと、3事業所で5,018万円ですか、負担金ということで3か所で負担して運営をやっておるのですが、この辺についてもそろそろ協議が私は必要になってくるのではないかというふうに思っておりますが、その辺のところの進行具合はいかがでございますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

町長。

○町長（後藤正洋君） お時間いただきました。ありがとうございます。山崎議員の公共交通、ふれあいバスの見直しの（１）番の再質問ということで承りました。懸念されていることはありがたいというふうに思っておりますが、今の予定では２年後に北広島に移転をするという前提で、そのことを意識しながら今後この活性化協議会の中では検討をさせていただいているというふうに思っております。ただ、医療大のほうの方針といたしますか、具体的にどうするという事については今後具体的に協議が進むものというふうに思っておりますし、協議会の中は当然そうでありまして、また大学と町とが毎月といたしますか、都度協議をさせていただいておりますが、その中でも方針が示され、そしてまた協議会においても検討されるものというふうに承知をしております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○９番（山崎公司君） 分かりました。いずれにせよ、町の負担が拡大しないことを祈っております。

２点目の質問でございます。200円ということで現状今なっております。非常に現状燃料が高騰したり、運転手不足であるのですが、先ほど見直しの手法としてはこういったことあるのではないかと質問もしております。例えばＪＲが当別から太美まで今320円です。それから、当別からあいの里教育大までは360円です。そういう中でふれあいバスはおのののところは従来どおり200円になっているのですが、先ほど私の質問の中で見直しの手法としては200円から250円、300円の段階的引上げ、あるいは距離別運賃の移行、あるいは定期券の価格再設定が考えられますけれども、見解を伺いますということですが、これについては答弁がなかったように思いますが、いかがですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ご質問ありがとうございます。２点目の運賃の見直しについて先ほど答弁がなかったというお話をされましたけれども、しっかりと答弁させていただいておりますので、もう一度答弁を繰り返します。

運賃の見直しにつきましては、安定した収入を確保するための手段の一つであることから、これまでも地域公共交通活性化協議会において検討してきましたが、一方で利用者にとっては負担が増加し、利用減少につながることも考慮し、現行の運賃を維持してきました。公共交通を維持していくためには一定の収入確保が不可欠となりますので、引き続き見直しの手法も含め協議会に諮ってまいります。補足をしますけれども、山崎議員が具体的に提示をいただいたことにつきましても、私といたしましてはこの協議会の中で協議をされているものと認識をしております。ただ、その協議の中身だけが先行してもどうかというふうに思いますし、またこのふれあいバスにつきましては高齢化する地域にあって、そういった人たちの足をどう確保するか、そのためにそれぞれ個別に運行していたバスの体系を一つにまとめることによって地域の足として確保するという目的があったというふうに私は認識しておりますので、そういった意味も含めて運賃の体系をどうするかということを協議させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

3点目のところで、先ほど決して医療大学中心ではないということで答弁ございましたが、やはり高齢者も増えてきます。それから、若い方の移住も非常に増えてきております。そういう中で状況が変化するということが予想される中で、やっぱり住民の利用者のアンケート調査というか、その辺の声を聞いて、いろいろとまた検討していくということが私必要だと思いますが、そういった手法というのはいかがですか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の2の3点目の再質問にお答えをします。

ただいまアンケート等で町民の意見を聞いてはどうかというご質問だったかというふうに思いますが、実際の運行事業者と協議会の中でも実態のいろんな調査をしておりますので、そういった部分から利用者の方のいろんな意見も拝聴していることと思います。そういったことを町としても参酌させていただきながら、今後どうするかということは決めていきたいというふうに思いますし、どういうアンケートにするかということもありますけれども、それも一つの手法ではあるかなというふうには思っておりますが、どういう意見聴取が効果的かというのはこれから検討してまいりたいというふうに思います。特にご懸念いただいて質問していただいているように、利用者が一応少なくなるという前提で今検討させていただいておりますけれども、いかにそれを持続する方向に変えていくかということも町としては今後大学跡地の利活用も含めてどうできるかということは検討していかなければならないなというふうに思っております。よって、今後の協議会の中でどうふれあいバスの運営をしていくかということについては、町としても単にコストの面だけではなくて、町民の足を確保するという点でどうあるべきかということも含めて共に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。この医療大学の移転に伴って若い人たちがかなりの数が移動するわけですが、やっぱり高齢化率も40%を超える状況になっていくと思います。ですから、バスの利用というのは運転免許を返納したり、いろんな形で非常に多くなっていくと思いますので、やっぱり住みやすいまちづくりを目指しているこの当別町です

ので、その辺も踏まえていろいろと町民の声を聞いて進んでいただければと思います。

私の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告6番、秋場君の質問であります。

秋場君。

○10番（秋場信一君） 議長の許可を得ましたので、一般質問に入っていきます。

私の質問は、大きくは1点のみです。物価高支援8,000ポイントの付与事業に対しての質問が、ほぼそれだけです。産業厚生常任委員会ではいろいろと議論は少しあったのですが、まだまだ足りない部分に聞きたい部分がありましたので、ここを了承の上で答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

始めます。物価高に苦しむ住民とお店も含めて助けながら、この地域の環境を元気にする、経済を元気にするという地方創生が目的に関わったものと国の意向を受けて、このたび当別町で運用する8,000ポイント付与事業と捉えております。これは、子育てにも今回は回っていますけれども、そこは今日は質問に入っていないので。賦課金の最初の実組としては令和7年です。去年度の1、2、3月の3か月間の水道料金の減免から始まりました。これは、私もいろんな方と話しするたびにとてもありがたい、こんないい取組は本当に、公平性もあるし、非常に助かっておりますという声が圧倒的でした。とても好評だったということが取りあえずここはいい選択があったのかなというふうに私も捉えております。私も同じ感想は持っていたのですが、残りの予算は今年の年度をまたいで1億800万弱を、当別の予算を880万今回持ち出しております、この交付金とは別、交付金というか、同じ国からの支援とは別に。このトータル1億七百数十万円の予算で町民全ての人に今回8,000ポイントを付与するという取組でした。全町民が入ってしまうと予算は1億3,000万ぐらいになるので、ちょっとそこまでは予算は、試算はそこまでの加入はないだろうという試算なのでしょうけれども、そういう中で今回スマホ決済とか商品券という議論も少し委員会の中でもありましたけれども、これは経費と時間がかかる、そういうようなことでテーブルには上がりませんでした。テーブルに上がらないというか、先には進みませんでしたけれども、委員会の質疑から私も理解しましたけれども、住民には機会あるごとにこの事業の話は僕も説明はいろんな方にしました。だから、8,000ポイント当たるけれども、商品券にしたら6,000円になるよ、では8,000円のほうがいいでしょうと。そうだね、それは仕方がないねということで結構受けました。そういうような流れで今回始まった事業ですけれども、しかしEZOCAポイントを使うという形は私は非常に合理性が高いというふうに思っております。これは、なぜなら普及がすごく進んでおります。当別町民もかなり知名度も高いし、違和感もなく、誰に聞いても8,000円もらえるものありがたいし、そんなに不満というものは言っておりません。ただ、聞こえてくるのはちょっと事業者が少し少ないかな、サツドラしか使えないねみたいな人もいたのですが、これやっぱり幅広く普及してほしいなという気持ちもありまして、今回私も質問に入るわ

けですけれども、過去に実施した、最初の質問なのですけれども、商品券、スマホ決済の方式など、他の方式との比較検討とかは行ったのかということをもまず1点目にお伺いします。

そして、とうべつE Z O C Aの運用上の課題、または改善点はないのか、そういうこともお伺いしたいと思います。

3つ目、夏に商工会の主催、サマーセールの参加店、これは120程度あります。しかし、ポイント会利用のE Z O C Aポイント会は今30ぐらい、30ちょいです。その中に社会福祉協議会とか商工会とか、そういうような名前がなぜか入っているのですけれども、この30余りの中にサツドラは3か所入っております。その差は80か所以上事業所に差があります。そんな中で、このサマーセールの連携について町長はどのように考えているのかということも1点お伺いします。

また次に、国は物価対策したことの本事業が、その意義について伺いますけれども、国は重点支援金の交付金について自治体の事情に応じた柔軟な活用を認めてきております。よって、私はより多くの事業が参加できる環境を整備することが地域経済対策としての効果を高め、交付金を使用する意味での本筋ではないかとも考えておりますが、物価高で苦しんでいるのは住民も同じですけれども、事業所も同様に苦慮しております。この物価高でなかなか商売が伸びていかないという声も相当数あります。これは当別町だけの話ではないかと思えますけれども、町の事業所が減ることも今は可能な限り抑えなければならない。町長は以前にも当別町は縮小することが前提のような、ある程度は仕方がないという見解も持っているでしょうし、これは自然現象的に自然減というのはどうしようもないことなので、我々も受け入れるしかないと思います。その中にあっても最低限のまちはつくっていききたいのだという、随所にそういう話も聞いておりますし、当然そうなるでしょう。事業所を減らさないための一つの施策としても、今回ポイント会に町の事業所を巻き込むだけの、何かそういった経済対策の中に事業所を増やすための支援というか、補助する政策というのはあってもいいのかなと。大小問わず多くの事業所が本事業に参加する機会を与えることがやっぱり求められていると思いますし、今回の経済対策は地方創生をにらんだ政策と考えれば、ポイント会加入促進対策を併せて実施することが波及効果が高まると私は思っております。

それで、お伺いします。重点支援金の活用は、今後も同様の取組としていくのですか。

2つ目、サツドラからの寄附金、年間76万、去年。今年は80万予算見えていますけれども、その寄附金の使途は現状のまま健康マイレージと商工会に半分ずつという形でいってしまっていますが、そのままでいくのか。

3つ目、E Z O C Aに加入しない町民、多分試算の中でも1万3,500人分ぐらいしか予算は見えていません。この漏れた人というか、E Z O C A会に加入しないで8,000ポイントもらえない人に対しての対応はどのように対処していくのかなということがあります。

この3つをお聞きして、1回目の質問は終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの秋場君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員の一般質問にお答えをいたします。

答弁に入ります前に、本年３月の議会におきましてご承認をいただきました地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策地域ポイント給付事業につきまして改めて説明をさせていただきますというふうに思います。

地方創生臨時交付金事業につきましては、主にエネルギー、食料品価格などの物価高騰による影響を受けている町民の生活支援を主な目的といたしております。また、活用に当たりましては、町民に対し迅速に支援が実施できること、そして町民の皆さんへの還元率を高められるよういかに事務費や手数料を抑制するかを念頭に置き、複数の手法を検討し、このたびの物価高騰対策地域ポイント給付事業が効率的であると判断をし、現在実施しているものであります。今ほど議員の質問の中にも肯定的なご意見があったかというふうに思っております。

その上で、初めに過去に実施した手法との比較検討についてのご質問でありましたけれども、議員もご指摘いただきましたが、冒頭でご説明しましたように、今回の事業実施に当たりましては、過去に実施した商品券やスマホ決済方式など複数の支援方法を検討いたしました。その結果、申請不要で、プッシュ式により速やかにポイントが付与できること、また他の方法と比較し事務費や手数料を抑えられることなど、行政サービスのデジタル化を推進しながら効率的に町民にお届けできるとうべつＥＺＯＣＡを活用したポイント付与事業が最適であるというふうに判断をし、常任委員会は当然そうでありましたし、予算委員会もそうでありましたけれども、商工会及び当別ポイントカード会の協力を得ながら事業を実施をしているところでもあります。

次に、ＥＺＯＣＡ運用上の課題などについてのご質問であります。今回のポイント付与事業を通して町民のカード保有者が増加することが見込まれ、そのことが町内経済のＤＸ化にもつながっていくものと認識をしております。一方、地域のポイントカードとしてさらに成長していくには提携店の増加が必要不可欠であると認識しておりますので、当別ポイントカード会と連携し、提携店の拡大に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工会のサマーセールとの連携についてのご質問であります。商工会が主催するサマーセールは町内事業者による重要な消費者還元機会であると認識をしており、ポイント付与とサマーセールを同時期にすることで町内での消費効果が期待できるものと考えております。そのためには、まず町民のカード保有者の増加ととうべつＥＺＯＣＡ提携店の拡大が何よりも重要でありますので、今後これらの実現に向け当別ポイントカード会と連携し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、今後も重点支援交付金を利用し、同様の取組を行うのかとのご質問でありますけれども、物価高騰対策などにおける国の重点支援交付金の活用につきましては、今回のポ

イント付与事業に限ったものではなく、その時点で優先的に実施すべき事業に交付金を活用していく考え方であります。

次に、寄附金の使途は現状のまま進めていくのかとのご質問であります。現在寄附金は健康マイレージ事業や当別ポイントカード会への支援に活用しているところですが、今後これらの事業の検証を行いつつ、町民の皆様に還元できる様々な活用方法について検討を進めていきたいと考えております。

次に、どうべつE Z O C Aに加入しない町民についてのご質問であります。初めに今回のポイント付与事業では現時点で未加入の方につきましては8月末までにどうべつE Z O C Aの申請をすることでポイントが付与できる対応を取っております。どうべつE Z O C Aにつきましては、プッシュ式によるポイント付与や提携店で特典を受けられる仕組みがあることから、引き続き商工会や当別ポイントカード会と連携し、加入促進に向けた取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

以上、秋場議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） 順番に聞かなければいけないので、今回プッシュ式で、ほぼ町民はカードを作るだけで8,000ポイントが入る。非常に合理性が高くて、利便も高い。これはこれですごく私も非常によく納得しましたし、いいのですけれども、これ何番目になるのかな。先に改善点ということで、2番目、1番目に関しては私も理解しております。スマホ決済方式はやはりロスが大きいと、いろんな意味で。スピード感、いろんな意味で今回はこれを選択しましたということでのどうべつE Z O C Aです。運用上の問題はないかという質問なのですけれども、増加加入をD X化に含めて、当別はいろんなデータがこれによって得られるというか、取ろうと思えば得られるわけなのですけれども、町民の消費行動についても当別町はいろんなデータを活用しながら今後のまちづくり、あるいは消費活動、経済活動とかにも生かしていけるのかなという意味では、ある意味D Xによる発展性というか、そういうものが望まれるとは思いますが、この中でやはり僕が思うのは、E Z O C Aの運用上の問題はないのですけれども、次の3番目のサマーセール参加店とポイント会の80余りの事業所の数の差を埋めるために今町長は加入促進に対していろんな検討をしていかなければいけないというような答弁だったと思いますけれども、もう少し具体的にサマーセールは120入って、ポイント会は30余りというこの差のそもそもの原因はどこにあると考えておりますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時36分

○議長（高谷 茂君） 休憩中ですが、再開します。

45分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時46分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

秋場君。

○10番（秋場信一君） ただいまの質問は一度を下げまして、（2）に戻りまして、（2）から始めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 秋場議員のほうから1の（3）という再質問の内容を精査して答弁調整をした結果、（2）のほうだろうということで、（3）の質問の部分を取り下げるというふうに今申出がありました。議長は、これを認めたいと思います。

それでは、（2）から始めてください。

○10番（秋場信一君） （2）の再質問に入ります。

運用上の問題、あるいは改善点はないのかという質問に戻りますけれども、このポイントというのは非常にいいようで悪いようで、悪いようでいい、いろんな両面があります。このポイントというものが町内に限定したものなのかというのは僕もちょっと確認したいのですけれども、例えばポイントであれば町外行っても使えるのか使えないのか、そういった町外流出について1点お伺いするのと併せて、このポイントというのが失効することはないのか。たまに失効するポイントの、何かポイ活していてもありますから、そういうことも含めて答弁のほうお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（三上 晶君） 秋場議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、付与されるポイントにつきまして当別町内に限定されているかどうかというご質問でございますが、今回付与するポイントにつきましては既にシステムが確立しているEZOポイントを利用したポイント付与となっており、町内限定での利用ということにはなってございません。

2つ目のポイントは失効することはないのかというご質問でございますが、こちら今回につきましてはポイント最終の利用日から3年間の期限がございます、町民の方にこの3年間の中で有効にポイントを活用いただけるのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） もう一度そこに1点追加して聞きますけれども、ポイント付与

は3年間だけというのは、それまで持っていたポイントというのは同じようになくなって
しまうということなのでしょう……違いますよね。8,000ポイントだけ消える仕組み、シ
ステムというのはプログラムされているのですか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

経済部長。

○経済部長（三上 晶君） お時間をいただきましてありがとうございます。ポイントの
有効期間の関係でございますけれども、EZOポイントという仕組み自体がそれぞれポイ
ント最終利用日から3年間が有効期限となっておりますので、今回の8,000ポイントだけ
が3年の有効期限ということではございません。全体的に通常ためていただいているE Z
Oポイントも同じく最終利用日から3年間が有効期限となっているということでございま
す。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） この質問してよかったです。僕知りませんでした。一生懸命た
めて喜んでいただけて、これはためているだけでは駄目です、使わないと。目的は、そこ
にあるのでしょうか。

この後に質問するのは、サッポロドラッグストアからいただいている寄附額を、この
使途について現状のまま進めていくのではなく、先ほど町長の答弁にあったように、やっ
ぱりポイント会の加入を促進していくことが望ましいと言っているのであれば、望ましい
形のほうにこのお金が少しシフトするような考えというのはお持ちでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時56分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員の再質問にお答えをさせていただきます。

寄附金のポイントカード会に対するいろいろな使い方ということでいろいろ検討できな

いかという趣旨のご質問でありますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたように、寄附金は健康マイレージ事業ですとかポイントカード会への支援に活用をさせていただいておりまして、今後の寄附金の活用につきましてはポイントカード会にて有効に活用ができるような仕組みも含めて検討をしてみたいというふうには思います。ただ、恐らく使用される額によって金額は毎年変わりますので、そういったことの推移を見ながら、どういった形で町が寄附金を活用することが商工業の活性化につながるのか、そういった視点も含めて検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） 何度も時間取らせてすみません。

最後に、1点だけ確認ではないですけれども、サツドラのポイント会、今もともとあったのは・・・・・・・・・・というのがありまして、町外流出を防ぐため、あるいは町内消費を喚起する、そういうことが目的で言わば差別化みたいな状況が最初のスタートだったのですけれども、今や事業所も少なくなりつつありますので、みんなが協力して、お互いに支えながらこの町の商売を元気にしていきましょうぐらいの流れになっていったのですけれども、そのうちサツドラさんのリージョナルマーケティングが、当別アウル会の経費がいったいかかることが課題であったわけです、後から聞いた話ですけれども。というのは、商売やっている人はみんなアウルポイント会のカードリーダーを持たなければいけないと。カードリーダーの維持管理費だけでも相当かかりまして、会費もそれなりにありました。年間3万ぐらいはかかりましたし、リース、借りている端末機が壊れたときの補修代の予備費も必要だということで、かなりのそういった余剰金も持っていましたし、そういう流れの中にあって、・・・・・・・・・・、・・・・・・・・・・ある意味非常に効率化になりまして、ポイント会としても非常に大歓迎だったと思います。僕は入っていませんでしたけれども。何より会員さんそれぞれの会費の負担が減ったという話も聞いています。もっと言うと、2万円で・・・・・・・・・・、・・・・・・・・・・、4万2,000円ぐらいするバーコードを読む端末機、これが2万円で当時は買えるといって、うちは入っていなかったんで、買えませんでした。それはペイペイも読めるし、何でも読めるのです、そのカードリーダーは。うちは紙のQR決済にしましたけれども、それを一緒にできることが非常にお金のかかることだったのですけれども、リージョナルさんのそれは入ることによって今大分余裕ができて、持っているポイント会のカードリーダーでなくて、・・・・・・・・・・カードリーダーに関しては今無償で貸してくれるという話をこの間商工会で聞きましたので、これは加入者負担という意味では相当軽減されております。これは、・・・・・・・・・・というふうに僕は捉えているのですけれども、これで、今いろんな意味で加入促進という言葉が出てきましたので、そういうことをもう少し前面に出していけば、僕は加入者が増えるのではないかとというふうに期待しております。

最後の質問です。EZOCAカードに加入しない人、つまり加入できなかった人も含め

て加入しない人は絶対出てきます。当然試算もそういうふうになっております。この人たちに対しては何か対処法というのは考えているのかということをお願いします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問ありがとうございます。今秋場議員のほうから過去の経緯も踏まえて評価をいただいている中で、ただ実際このポイントを付与することで恐らく100%カバーできない、その人たちに対してどうするのかというご質問だったかなというふうに思います。私どもといたしましては、公平公正に、なるべくスピーディーにということでご冒頭申し上げましたけれども、そういったこと目指して行っておりますが、例えば1月から行っております下水道の料金の割引等々につきましても、これも議会でも議論をいただいたというふうに思っておりますが、100%に近づける努力はしましたけれども、100%にはなっていない。大変残念には思っております。ただ、個別の案件に全て対応ができるかという、なかなかそこまでの制度設計をした上で行うというふうになれば時間もかかりますし、コストもかかるということから、いろいろな選択肢の中から今回選択をしたということであります。そういった点で、100%に近づけたいという思いで行ったということは理解をいただきたいと思っておりますけれども、その努力は今後も進めてはいきますが、現実的にはなるべく加入していただくお店もそうですし、カードを用意していただく町民の皆さんにとってもそうですけれども、そこを100%に近づけていく努力をすることによって今秋場議員が言われたような100%、完全実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回デジタルという点では、町全体をデジタル化していくこと、そして将来的な給付の効率化を図っていくということも含めて、それから地域通貨の基盤の強化をするということですか、いろんな思いがあって、このE Z O C Aを導入をしたということは経緯がございました。そういった点では、ポイントカード会のご理解もいただきましたし、商工会の皆さんのご理解もいただいた上で今進めているということも併せてご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） ありがとうございます。町長の最後の答弁、いろいろと将来的な話まで入りましたので、もう一点聞きたい部分があったのですが、そこは聞きたいと思います。

最後に、去年美瑛行ったときに・・・・・・・・・・が主催している、いわゆる中に入って、B e コインという地域マネーをやっている同じ会社です。それを比べたときに、やっぱり比べて初めて分かったのがB e コインはロスが大きいし、経費もかかります。年々経費も上がっているという不満、不平というか、そういう話も研修のときにお伺いしたときに、サツドラ、とうべつE Z O C Aはもう少しそれよりも安価で、経費も抑えたい取組を今やっている最中かなと思っておりますので、そこをもう少しアピールしなが

ら、事業者も含めて拡大に向かっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で秋場君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 零時04分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 8 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第2回当別町議会定例会 第4日

令和8年6月19日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議員提案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策
の充実・強化を求める意見書

第 3 総務文教常任委員会報告

（「2027年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情に
ついて）

第 4 報告第 1号 令和7年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 5 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和7年度当別町一般会計補正予算（第9号））

第 6 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町税条例の一部を改正する条例制定について）

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）

第 7 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償額の決定について）

第 8 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償額の決定について）

第 9 議案第 1号 監査委員の選任について

第10 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第11 議案第 3号 農業委員会委員の任命について

議案第 4号 農業委員会委員の任命について

議案第 5号 農業委員会委員の任命について

議案第 6号 農業委員会委員の任命について

議案第 7号 農業委員会委員の任命について

議案第 8号 農業委員会委員の任命について

議案第 9号 農業委員会委員の任命について

議案第10号 農業委員会委員の任命について

議案第11号 農業委員会委員の任命について

議案第12号 農業委員会委員の任命について

議案第13号 農業委員会委員の任命について

- 議案第 1 4 号 農業委員会委員の任命について
議案第 1 5 号 農業委員会委員の任命について
議案第 1 6 号 農業委員会委員の任命について
議案第 1 7 号 農業委員会委員の任命について
議案第 1 8 号 農業委員会委員の任命について
第 1 2 議案第 1 9 号 令和 8 年度当別町一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 3 議案第 2 0 号 令和 8 年度当別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 1 4 議案第 2 1 号 当別町史編さん委員会条例を廃止する条例制定について
第 1 5 議案第 2 2 号 財産の取得について
第 1 6 議案第 2 3 号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定
について
第 1 7 議案第 2 4 号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について
第 1 8 議案第 2 5 号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制定について
第 1 9 議案第 2 6 号 当別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について
第 2 0 議案第 2 7 号 治水橋橋梁長寿命化修繕工事請負契約について
第 2 1 議案第 2 8 号 末広団地解体工事請負契約について
第 2 2 議案第 2 9 号 財産の取得について
第 2 3 請願・陳情継続審査の件
閉 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	7 番	西 村 良 伸 君
8 番	五十嵐 信 子 君	9 番	山 崎 公 司 君
10 番	秋 場 信 一 君	11 番	山 田 明 君
12 番	古 谷 陽 一 君	13 番	島 田 裕 司 君
14 番	稲 村 勝 俊 君	15 番	高 谷 茂 君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	乗 木 裕 君
総 務 部 長	森 淳 一 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	山 田 雅 俊 君
企画部参与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	岸 本 昌 博 君
福祉部参与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経済部参与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	長谷川 明 君
農業委員会事務局長	北 村 浩 二 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君

係	長	中	鉢	将	太	君
主	事	伊	藤	萌	絵	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。



◎発言の取消し

○議長（高谷 茂君） 日程に先立ちまして、秋場議員から6月18日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により一部取り消したいとの申出がありました。

秋場議員の発言を許可します。

秋場君。

○10番（秋場信一君） 昨日行いました一般質問、大項目2番目の再質問の中で、ポイントカード会の仕組み及びカード事業実施主体に関する発言において、カードリーダーの無償提供の部分と事業主体の合併の部分、ポイントカード事業及び地域通貨事業の実施者の部分で錯誤がありましたので、おわびするとともに当該部分を議事録から削除していただきたく、よろしくお取り計らいお願いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、したがって秋場君の発言の取消しを許可することに決定しました。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

9番 山 崎 公 司 君

を指名します。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、議員提案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 議員提案第1号を申し上げます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和8年6月19日提出。

提出者、当別町議会議員、稲村勝俊、賛成者、当別町議会議員、山崎公司、同じく、西村良伸、同じく、佐々木常子、同じく、海野学、同じく、角田広佑。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが重要となっている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきた。

今後、これらの取組を強化するため、物価や人件費の高騰も考慮した安定的な公共预算の確保が必要である。

よって、国において、必要な措置を講ずるよう要望する。

記、1、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）につきましては、別紙をご高覧いただきます。

皆様のご賛同を得られますようお願いを申し上げます、議員提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

なお、ただいま可決されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いが議長に一任願います。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託しておりました「2027年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○総務文教常任委員会委員長（西村良伸君） それでは、付託案件の報告を申し上げます。総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和8年6月15日、17日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「2027年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について。

地方自治体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、多発化する大規模災害への対応が求められる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府は、「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保するとしてきていたが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらに慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

2027年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額の一層の充実が図られるよう、政府に働きかけることが必要であるとする。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和8年6月19日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、西村良伸。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり採択することに決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、採択することに決定いたしました。

ただいま採択されました総務文教常任委員会報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いが議長に一任願います。



◎報告第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第４、報告第１号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第１号 令和７年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

令和７年度当別町一般会計補正予算第８号第２条及び第９号第２条において議決等をいただきました事業を繰越計算書のとおり令和８年度会計に繰り越すことについて、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第１号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第１号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎報告第２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第５、報告第２号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和7年度当別町一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに5億9,326万4,000円を増額し、その総額を154億6,591万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、3ページに記載の第2表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、財政調整基金への積立金2億5,700万円、減債基金への積立金3億3,215万1,000円などを増額するもので、この財源といたしましては地方交付税4億7,107万8,000円、繰越金1億1,963万6,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎報告第3号、報告第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第3号、第4号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました報告第3号、当別町税条例の一部を改正する条例制定について及び報告第4号、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第3号及び第4号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、当別町税条例においては個人住民税の給与所得控除の引上げなどに伴う規定の整備、固定資産税の家屋及び償却資産の免税点の引上げ及び新築住宅に係る特別措置の拡充、延長に係る規定の整備、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備など所要の改正を行い、当別町都市計画税条例においては引用条項の改正など所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

以上、報告2件につきましてよろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号、第4号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号、第4号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、報告第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第5号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和8年3月29日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を53万7,914円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により令和8年5月18日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第5号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、報告第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第6号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和7年10月31日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を1万5,277円と定め、和解することにつきまして地方自治法第179条第1項の規定により令和8年5月21日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第6号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

◇

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第９、議案第１号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第１号 監査委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任しておりました監査委員、岸本護氏は令和８年８月９日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第１号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第１号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前１０時２３分

再開 午前１０時２３分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

ただいま満場の同意をもって再任されました岸本君より就任の挨拶があります。

岸本君。

○代表監査委員（岸本 護君） ただいまご紹介を賜りました岸本護でございます。議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

このたびは皆様の温かいご同意によりまして、引き続き監査委員の任に就くことになりました。地方自治体における監査の重要性を深く自覚するとともに、住民の負託と信頼により一層応えていけるように自らを戒めながら、そして監査機能を十分に把握し、公平、公正にその職務を全うしてまいり所存でございます。今後監査としての重要性がさらに求

められることを十分に自覚しながら、その任に務めてまいりたいと思っております。皆様におかれましては、今後とも今まで以上、より一層のご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。（拍手）



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、大坪慶輝氏は申出により令和8年6月30日をもって辞任することから、新たに宮本敏治氏を選任するため、地方税法の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。



◎議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第3号から第18号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました議案第3号から議案第18号までの農業委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

農業委員会委員は、令和8年7月19日をもって任期満了となることから、同委員に湯浅浩道氏、佐々木章史氏、大坪慶輝氏、目黒一雄氏、佐々木彦治氏、青山眞士氏、藤田靖氏、藤崎正之氏、狩野菊恵氏、高橋毅典氏、古熊健一氏、泉和浩氏、神林和行氏、秋吉稔之氏、佐々木靖氏、石田秀人氏の16名を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

以上、議案16件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号から第18号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号から第18号は原案のとおり同意することに決定しました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第19号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第19号 令和8年度当別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1億4,521万9,000円を増額し、その総額を143億82万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、トウベツミライフス実行委員会への補助金100万円、国庫支出金返納金3,519万6,000円、高齢者インフルエンザ予防接種委託料554万6,000円、地域農業構造転換支援事業補助金696万3,000円、地域間交流拠点施設指定管理料1,247万3,000円、新庁舎建設用地購入費7,529万円などを増額し、防災備蓄品購入費311万3,000円を減額するもので、この財源といたしましては道支出金895万4,000円、寄附金500

万円、繰入金8,511万1,000円、繰越金4,626万5,000円を増額し、国庫支出金11万1,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第19号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第20号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第20号 令和8年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに243万7,000円を増額し、その総額を18億550万円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、総務費243万7,000円を増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金92万7,000円、繰入金46万5,000円、繰越金104万5,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第20号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議案第21号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第21号 当別町史編さん委員会条例を廃止する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

町史の編さん業務が終了したことから、当別町史編さん委員会を廃止するため条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第21号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第15、議案第22号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第22号 財産の取得につきまして、提案の説明を申し上げます。

住民登録や町税、福祉業務等を処理する現行の基幹行政システム機器は、令和2年度から使用しており、老朽化が進んでいることから、これを更新するため、北海道市町村備荒資金組合からクライアント端末、サーバー機器等の新たな情報機器の譲渡を受けようとするものであります。取得金額につきましては7,997万円に令和8年度から令和12年度まで

の利子分の346万4,288円を加算した額であり、これらの財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第22号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第16、議案第23号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第23号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正等に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第23号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第17、議案第24号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第24号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第24号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第18、議案第25号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第25号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正をするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第25号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第19、議案第26号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第26号 当別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第26号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第20、議案第27号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第27号 治水橋橋梁長寿命化修繕工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和8年5月25日に2者による一般競争入札に付したところ、新昌建設株式会社が2億559万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第27号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第21、議案第28号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第28号 末広団地解体工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和8年5月25日に5者による指名競争入札に付したところ、ハヤカワ建設株式会社が8,250万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第28号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第22、議案第29号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第29号 財産の取得につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、雪堆積場用地として、所在、石狩郡当別町字茂平沢3382番24のほか21筆、面積11万8,113平方メートルの土地について取得金額1,875万3,200円で土地所有者と契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第29号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎請願・陳情継続審査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第23、請願・陳情継続審査の件についてお諮りします。

産業厚生常任委員会より閉会中の請願・陳情継続審査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和8年第2回当別町議会定例会を閉会します。

（午前10時50分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 8 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員